

平成29年 9 月13日開会

平成29年 9 月28日閉会

平成 29 年 三 宅 町 議 会 第 3 回 定 例 会 会 議 録

三 宅 町 議 会

平成 29 年 9 月 三宅町議会第 3 回定例会会議録目次

招集告示	1
会期日程表	2
第 1 号 (9 月 13 日)	
出席議員	3
欠席議員	3
地方自治法第 121 条の規定により説明のため出席した者の役職氏名	3
職務のため会議に出席した者の役職氏名	3
議事日程	4
議長挨拶	6
町長挨拶	6
開会の宣告	7
議事日程の報告	7
会議録署名議員の指名	7
会期の決定	7
諸般の報告	8
選任第 3 号の上程、採決	9
認定第 1 号～認定第 6 号、議案第 34 号～議案第 46 号、承認第 5 号の 上程、説明	9
同意第 13 号の上程、説明、質疑、採決	19
発議第 3 号の上程、説明、質疑、討論、採決	20
散会の宣告	24

第 2 号 (9 月 20 日)

出席議員	25
欠席議員	25
地方自治法第 121 条の規定により説明のため出席した者の役職氏名	25
職務のため会議に出席した者の役職氏名	25
議事日程	26

開議の宣告	27
議事日程の報告	27
認定第1号～認定第6号の決算審査特別委員会付託について	27
議案第34号～承認第5号の総括質疑、各委員会付託について	27
一般質問	32
辰 巳 光 則 君	32
松 田 晴 光 君	39
森 内 哲 也 君	42
池 田 年 夫 君	47
衣 川 喜 憲 君	53
松 本 健 君	60
散会の宣告	64

第 3 号 （9月28日）

出席議員	67
欠席議員	67
地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の役職氏名	67
職務のため会議に出席した者の役職氏名	67
議事日程	68
開議の宣告	69
議事日程の報告	69
特別委員長及び常任委員長報告、質疑、討論、採決	69
追加議案の上程	83
議案第47号の上程、説明、質疑、討論、採決	83
議案第48号の上程、説明、質疑、討論、採決	84
町長挨拶	86
閉会の宣告	86
署名議員	89

三宅町告示第155号

平成29年9月三宅町議会第3回定例会を
次のとおり招集する

平成29年8月28日

三宅町長 森 田 浩 司

記

- 1. 招集日時 平成29年9月13日 水曜日
午 前10時00分 開 会
- 1. 招集場所 三宅町役場 3階 議会議場

平成29年9月三宅町議会第3回定例会

会期日程表

平成29年9月13日水曜日
平成29年9月28日木曜日
16日間

目次	月日曜日	開会時間	摘要
第1日目	9月13日 水曜日	午前10時00分	定例会開会 (提案説明・諸報告)
第2日目	9月14日 木曜日		休会
第3日目	9月15日 金曜日		休会
第4日目	9月16日 土曜日		休会
第5日目	9月17日 日曜日		休会
第6日目	9月18日 月曜日		休会
第7日目	9月19日 火曜日		休会
第8日目	9月20日 水曜日	午前10時00分	定例会再開 (総括質疑・一般質問)
第9日目	9月21日 木曜日	午前10時00分	決算審査特別委員会 (一般会計・特別会計) (歳入、歳出決算説明)
第10日目	9月22日 金曜日	午前10時00分	決算審査特別委員会 (一般会計・特別会計) (歳入、歳出決算質疑)
第11日目	9月23日 土曜日		休会
第12日目	9月24日 日曜日		休会
第13日目	9月25日 月曜日	午前9時30分	総務建設委員会
第14日目	9月26日 火曜日	午前9時30分	福祉文教委員会
第15日目	9月27日 水曜日		休会
第16日目	9月28日 木曜日	午前10時00分	定例会再々開

平成29年9月三宅町議会第3回定例会〔第1号〕

招集の日時 平成29年9月13日水曜日午前10時00分開会

招集の場所 三宅町役場3階議会議場

出席議員名

瀬 角 清 司	松 本 健	森 内 哲 也
辰 巳 光 則	松 田 晴 光	衣 川 喜 憲
植 村 ケイ子	川 口 靖 夫	池 田 年 夫
辰 巳 勝 秀		

欠席議員数（0名）

地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の役職氏名

町 長	森 田 浩 司	副 町 長	北 野 勝 也
教 育 長	澤 井 俊 一	監 査 委 員	片 岡 嘉 夫
総 務 部 長	岡 橋 正 識	みやけイノベーション推進部長	森 本 典 秀
住民福祉部長	中 田 進	健康子ども局長	宮 内 秀 樹
まちづくり推進部長	江 蔵 潔 明	教育委員会事務局長	東 浦 一 人
会 計 管 理 者	岡 本 豊 彦		

本会議に職務のため出席した者の役職氏名

議会事務局長	乾 輝 男	モニター室係	長谷川 淳
モニター室係	川 人 哲 也	モニター室係	大 西 紗友子

本日の会議に付議した事件

議事日程（別紙のとおり）

本会議の会議録署名議員氏名

8 番 議 員	川 口 靖 夫	9 番 議 員	池 田 年 夫
---------	---------	---------	---------

平成29年9月三宅町議会第3回定例会〔第1号〕

議 事 日 程

平成29年9月13日 水曜日

午 前 10時00分 開 会

- | | |
|-------|---|
| 日程第1 | 会議録署名議員の指名 |
| 日程第2 | 会 期 の 決 定 |
| 日程第3 | 諸 般 の 報 告 |
| | （1）会計監査報告 |
| | （2）健全化判断比率及び資金不足比率報告 |
| 日程第4 | 選任第3号 三宅町決算審査特別委員会委員の選任について |
| 日程第5 | 認定第1号 平成28年度三宅町一般会計決算認定について |
| 日程第6 | 認定第2号 平成28年度三宅町国民健康保険特別会計決算認定について |
| 日程第7 | 認定第3号 平成28年度三宅町後期高齢者医療特別会計決算認定について |
| 日程第8 | 認定第4号 平成28年度三宅町介護保険特別会計決算認定について |
| 日程第9 | 認定第5号 平成28年度三宅町公共下水道事業特別会計決算認定について |
| 日程第10 | 認定第6号 平成28年度三宅町水道事業会計決算認定について |
| 日程第11 | 議案第34号 平成29年度三宅町一般会計第4回補正予算について |
| 日程第12 | 議案第35号 平成29年度三宅町国民健康保険特別会計第1回補正予算について |
| 日程第13 | 議案第36号 平成29年度三宅町後期高齢者医療特別会計第2回補正予算について |
| 日程第14 | 議案第37号 平成29年度三宅町介護保険特別会計第1回補正予算について |
| 日程第15 | 議案第38号 平成29年度三宅町公共下水道事業特別会計第1回補正予算について |
| 日程第16 | 議案第39号 平成29年度三宅町水道事業会計第1回補正予算について |
| 日程第17 | 議案第40号 職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例の制定
について |
| 日程第18 | 議案第41号 職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の制定につい
て |

- 日程第19 議案第42号 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第20 議案第43号 三宅町過疎地域自立促進計画の策定について
- 日程第21 議案第44号 三宅町道路線の認定について
- 日程第22 議案第45号 三宅町庁舎耐震改修工事請負契約の締結について
- 日程第23 議案第46号 近鉄石見駅周辺道路等整備工事（2期）請負契約の締結について
- 日程第24 承認第5号 （専決処分事項報告）平成29年度三宅町一般会計第3回補正予算について
- 日程第25 同意第13号 三宅町教育委員会委員の任命について
- 日程第26 発議第3号 核兵器禁止条約の早期締結を求める意見書
- 日程第27 一般質問について

◎議長挨拶

○議長（植村ケイ子君） 皆様、おはようございます。

少し早いですけれども、おそろいですので始めたいと思います。

平成29年9月三宅町議会第3回定例会を招集されましたところ、議員各位には公私ご多用の中ご出席いただき、ありがとうございます。

昨日、12日の朝、三宅町においても記録的短時間大雨情報による洪水警報が発表され、びっくりした次第です。近隣市町村では、床下・床上浸水、道路冠水等の被害が多数発生し、心が痛むところであります。当三宅町では、大事に至らなかったとの報告を受け、少しは安堵したところです。

本日提案されております議案につきましては、平成28年度一般会計決算を初めといたします選任1件、認定6件、議案13件、承認1件、同意1件、発議1件が提出されております。

議員各位におかれましては、円滑に議事が進められ、適正妥当な議決に達せられますよう議事運営にご協力を賜り、慎重審議をお願い申し上げまして、開会の挨拶といたします。

また、携帯電話をお持ちの方は、マナーモードにするか電源をお切りくださいますようお願いいたします。

◎町長挨拶

○議長（植村ケイ子君） 開会に先立ち、森田町長よりご挨拶をいただきます。

森田町長。

○町長（森田浩司君） 議員の皆様、おはようございます。

本日、ここに平成29年9月三宅町議会第3回定例会を招集いたしましたところ、議員各位におかれましては公私ご多忙の中ご出席いただき、厚く御礼申し上げます。また議員の皆様方には、日ごろより町政発展のためご支援、ご協力を賜っておりますことを重ねて御礼申し上げます。

ただいま、議長のご挨拶にもございましたが、きのうの大雨では1時間に100ミリを超える猛烈な雨が記録され、特に寺川の水かさが増し、交通機関にも大きな乱れが生じました。本町においても予備動員体制を取り警戒に当たり、大きな被害は報告されておりましたが、今後の洪水対策についてもしっかりとした取り組みを行っていかねばならないと考えているところでございます。

さて、本定例会にご提案いたしておりますのは、平成28年度一般会計決算を初めとする決算認定6件、平成29年度一般会計補正予算を初めとする補正予算6件、条例の一部改正3件、議決案件4件、専決処分事項報告1件、人事の同意1件の計21件の重要案件をご提案申し上げますが、何とぞ慎重ご審議賜りますようお願い申し上げ、開会のご挨拶といたします。

◎開会の宣告

○議長（植村ケイ子君） ありがとうございます。

ただいまの出席議員数は10名で定足数に達しております。

よって、平成29年9月三宅町議会第3回定例会は成立しましたので開会し、直ちに本日の会議を開きます。

（午前10時02分）

◎議事日程の報告

○議長（植村ケイ子君） なお、本日の議事日程はお手元に配付しておりますとおりであります。

◎会議録署名議員の指名

○議長（植村ケイ子君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第120条の規定により8番議員、川口靖夫君及び9番議員、池田年夫君の2人を指名します。

◎会期の決定

○議長（植村ケイ子君） 日程第2、会期の決定についてを議題とします。

お諮りします。

本定例会の会期は、本日9月13日より9月28日までの16日間としたいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（植村ケイ子君） 異議なしと認めます。

よって、今期定例会の会期は本日9月13日より9月28日までの16日間とすることに決定しました。

なお、会期中の会議につきましては、お手元に配付しましたとおりでありますので、ご了承願います。

◎諸般の報告

○議長（植村ケイ子君） 日程第3、諸般の報告に入ります。

片岡嘉夫代表監査委員より監査報告を求めます。

片岡監査委員。

○監査委員（片岡嘉夫君） それでは、朗読をもって監査報告といたします。

監査委員報告。

去る8月23日、瀬角清司監査委員とともに、平成29年度定期監査を実施いたしましたので、その結果をご報告申し上げます。

平成28年度三宅町一般会計並びに各特別会計の歳入歳出決算、平成29年度会計の状況、現金の出納保管、資金の運用等について検査を行い、関係書類及び各帳票類の提出を求め、関係者の説明を受け、厳正なる監査を行いました。地方自治法を始めとする関係法令に抵触するところもなく適正に行われております。特に問題として指摘するところもなく、いずれも適正に実施されているものと認めましたので、ここにご報告申し上げます。

平成29年9月13日、代表監査委員 片岡嘉夫。

○議長（植村ケイ子君） ありがとうございました。

次に、岡橋総務部長より、健全化判断比率及び資金不足比率報告を求めます。

岡橋総務部長。

○総務部長（岡橋正識君） ただいま、議長からご指示がございました健全化判断比率及び資金不足比率についてのご報告を申し上げます。

この報告は、地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条第1項及び第22条第1項の規定により、平成28年度決算指標を算定した報告書を作成し、議会に報告をするものでございます。

お手元に配付をしております財政健全化法に係る健全化判断比率報告について並びに公営企業会計に係る資金不足比率報告についてのとおり、実質赤字比率並びに連結実質赤字比率はなし、実質公債費比率は3.7%と昨年度に比べ増加をいたしております。

将来負担比率の25.1%につきましても昨年度に比べ増加をいたしております。その主な要因は、普通交付税額及び臨時財政対策債等の収入面での減少によるものでございます。資金

不足はなしでございます。現在は、健全段階にあることを報告させていただきます。

以上でございます。

○議長（植村ケイ子君） ありがとうございます。

以上で諸般の報告を終わります。

◎選任第3号の上程、採決

○議長（植村ケイ子君） 日程第4、選任第3号 三宅町決算審査特別委員会委員の選任についてを議題といたします。

決算審査のため、決算審査特別委員会を委員会条例第5条第1項の規定により設置し、同条第2項の規定により9名の委員と議長をオブザーバーとした議員全員を選任したいと思いますが、これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（植村ケイ子君） 異議なしと認めます。

よって、議長及び委員9名をもって構成する決算審査特別委員会を設置することに決定しました。

お諮りします。

ただいま設置されました決算審査特別委員会の委員長及び副委員長の指名については、委員会条例第12条の規定はありますが、私のほうで指名をしたいと思います。これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（植村ケイ子君） 異議なしと認めます。

決算審査特別委員会の委員長及び副委員長の指名をさせていただくことといたします。

それでは、特別委員会委員長に川口靖夫君、副委員長に瀬角清司君を指名いたします。

◎認定第1号～認定第6号、議案第34号～議案第46号、承認第5号の上程、説明

○議長（植村ケイ子君） お諮りいたします。

日程第5、認定第1号 平成28年度三宅町一般会計決算認定についてより日程第25、同意第13号 三宅町教育委員会委員の任命についてまでは全て招集通知とともに配付いたしておりますので、各位におかれましては熟読願っている関係上、この際議案の朗読を省略いたしたいと思います。

なお、採決は起立をもって行います。これにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(植村ケイ子君) 異議なしと認めます。

お諮りいたします。

日程第5、認定第1号 平成28年度三宅町一般会計決算認定についてより日程第24、承認第5号 (専決処分事項報告) 平成29年度三宅町一般会計第3回補正予算についてまでの認定6件、議案13件、承認1件を一括上程いたしたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(植村ケイ子君) 異議なしと認め、一括上程いたします。

議案の朗読を省略し、森田町長より提案理由の説明を求めます。

森田町長。

○町長(森田浩司君) 議長のお許しをいただきましたので、本定例会に提出いたしました各議案についてその概要をご説明いたします。

まず、認定第1号 平成28年度三宅町一般会計決算認定及び認定第2号から認定第5号までの各特別会計の決算認定並びに認定第6号 平成28年度三宅町水道事業会計決算認定については、先ほど報告がございました監査委員の審査を得ましたので、地方自治法第233条第3項及び公営企業法第30条第4項の規定に基づき、本定例会において認定を賜るべく提出をいたしております。

なお、認定第1号から認定第5号までは、後ほど会計管理者が説明申し上げます。

認定第6号 平成28年度三宅町水道事業会計決算認定については、収益勘定による収入額は1億8,514万5,432円、支出額は1億5,691万5,090円で、収支差引額は2,823万342円となっております。また、資本勘定による収入額は3,986万6,000円、支出額は6,328万4,571円で、収支差引額は2,341万8,571円の収入不足となるため、当年度分損益勘定留保資金で補填いたしております。

続いて、補正予算6件についてご説明申し上げます。

議案第34号 平成29年度三宅町一般会計第4回補正予算案について歳入からご説明いたします。

8ページをごらんください。

款9 地方交付税、項1 地方交付税、目1 地方交付税では、平成29年度の普通地方交付税の

交付額が確定したため、当初見込み額に対して1,432万8,000円の減額を行っております。款11分担金及び負担金、項2負担金、目2民生負担金では、養護老人ホーム入所措置に伴う徴収金として、負担金36万5,000円の増額を行っております。款13国庫支出金、項2国庫補助金、目1総務補助金では、マイナンバー関連システムの情報連携開始に伴う総合運用テストに係る国庫補助金の額が確定したため39万7,000円の増額を行い、次の目2民生補助金では、障害者自立支援給付支払等システム改修事業に係る国庫補助金27万円の増額を行っております。

8ページ下段から続いて9ページ上段をごらんください。

款14県支出金、項2県補助金、目2民生補助金においては、それぞれ平成28年度分の補助金の追加交付に伴う増額でありまして、節1社会福祉補助金では心身障害者医療費補助金37万3,000円、節2老人福祉補助金では重度心身障害老人等医療費補助金42万円、節4母子福祉補助金ではひとり親家庭等医療費補助金8万6,000円を合わせて87万9,000円の増額を行っております。

続いて、9ページの2段目をごらんください。

款17繰入金、項1基金繰入金、目1財政調整基金繰入金では、前年度歳計剰余金の確定による臨時財源の予算調整のため1億8,633万6,000円の減額を行っております。同じく、目5ふるさと納税基金繰入金では、平成28年度のふるさと納税から経費を差し引いた実質額を寄付目的に応じた使途に活用を行うため116万5,000円の増額を行っております。

次に、款18繰越金、項1繰越金、目1繰越金では、前年度歳計剰余金の確定に伴い1億7,271万2,000円の増額を行っております。款19諸収入、項6雑入、目1雑入では、消防団安全装備品整備等助成事業助成金の交付決定に伴い、歳出における非常備消防費への財源充当を行うため11万5,000円の増額を行っております。

10ページをごらんください。

款20町債、項1町債、目1総務債では、臨時財政対策債の発行可能額が確定したことから節4徴税債において741万6,000円の増額を行うものであります。また、同目においては過疎地域自立促進計画の策定に基づく過疎対策事業債の1次要望額に掲げる事業について一般財源及び地方債から過疎対策事業債への財源振替を行うため、節8過疎対策事業債で1億3,140万円を増額するものであります。これは、当初予算に計上していた清掃車購入事業や石見駅周辺整備事業など、5つのハード事業の財源のうち9,870万円について過疎債の活用を行い、情報系電子計算システム事業や地域公共交通事業など8つのソフト事業については、

一般財源及び特定財源のうち3,270万円を過疎債へ財源を振りかえるものであります。

次の目7土木債では、ただいま説明をいたしました過疎債のうちハード事業の財源振替に伴いそれぞれ既定の地方債の減額を行うものでありまして、節1一般単独事業債で570万円、節2都市計画事業債で1,460万円、節4公共事業等債で7,410万円を合わせて9,440万円の減額を行うものであります。

続きまして、歳出の説明をいたします。

11ページをごらんください。

款2総務費、項1総務管理費、目1一般管理費では、過疎指定に伴い関係団体への加入の必要があるため、「全国過疎地域自立促進連盟会費」並びに「奈良県地域振興対策協議会事務費負担金」として5万円の増額を行い、次の目4企画費では国庫補助金の充当や過疎債の充当に伴う財源の変更を行い、目9ふるさと納税基金費では平成28年度中に基金に積み立てた金額と事業費の差額を平成29年度の繰越積立金とするため84万円の増額を行っております。

次の款3民生費、項1社会福祉費、目1社会福祉総務費では、障害者自立支援事業に係る障害者自立支援給付支払等システムの改修及び報酬改定に伴い、電算事務委託料54万円の増額、平成28年度自立支援給付費及び自立支援医療費補助金において対象者の死亡や所得区分の変更、サービス利用の減少等により実績額が大幅に減少したため、国庫補助金及び県費補助金の返還金785万6,000円の増額を行っております。

目2老人福祉費では、老人保護措置事業に係り養護老人ホームへの新規入所措置1名が生じたことから扶助費138万円の増額を行い、高齢者福祉事業に係る平成28年度低所得者保険料軽減負担金の実績報告に伴い、国庫補助金及び県費補助金に返還金が生じたため3,000円の増額を行うものであります。

目8臨時福祉給付金給付事業では、臨時福祉給付金給付事業の終了に伴い、リース契約を行っていたパソコンやサーバー機器の返却をするに当たり電算データ消去処理を行うため、電算事務委託料20万6,000円の増額。また、同事業に係る事務費国庫補助金の返還金22万6,000円の増額、年金生活者等支援臨時福祉給付金給付事業に係る対象者数の確定に伴う事業費の返還金735万円並びに同事業に係る事務費返還金87万6,000円を合わせて845万2,000円の増額を行うものであります。

12ページをごらんください。

同じく款3民生費、項2児童福祉費、目1児童福祉総務費では、乳幼児医療費助成事業に係る平成28年度子ども医療費助成事業県費補助金における実績報告に伴い返還金2万5,000

円の増額、放課後児童健全育成事業に係る平成28年度子ども子育て支援交付金の実績報告に伴い返還金5,000円の増額を行い、合わせて3万円の増額を行うものであります。

続いて、12ページの2段目の款4衛生費から13ページ3段目の款9消防費までをごらんください。

これは、先に歳入で説明をいたしました過疎債やふるさと納税基金の繰入、その他助成金等の補正予算額の充当による財源内訳の変更を行うものであります。

13ページの4段目をごらんください。

款10教育費、項2小学校費、目1学校管理費では、小学校体育館において雨漏りが発生していることから屋上防水工事を行うため維持補修費29万8,000円の増額を行うものであります。項5社会教育費、目1文化財保護費では、文化財保護事業に係る過疎債の充当に伴い財源内訳の変更を行うものであります。

以上のことから、今回の補正予算額は歳入歳出においておのおの1,965万5,000円の増額を行い、予算総額を37億465万5,000円と定める補正予算の提出を行ったものであります。

次に、議案第35号 平成29年度三宅町国民健康保険特別会計第1回補正予算についてご説明いたします。

3ページをごらんください。

歳入の款4国庫支出金、項1国庫負担金、目1療養給付費等負担金では、平成28年度における保険給付費の実績額により追加交付を受けることとなったため、療養給付費等国庫負担金過年度分560万7,000円の増額を行うものであります。款9財産収入、項1財産運用収入、目1利子及び配当金では、国民健康保険財政調整積立基金に係る預金利子収入について平成28年度中に一部を取り崩す必要があったことから、満期日の変更等により受取利子が減額となるため12万7,000円の減額を行うものであります。款10繰入金、項2基金繰入金、目1基金繰入金では、歳入歳出の収支調整のため国保基金繰入金314万4,000円の減額を行い、款11繰越金、項1繰越金、目1繰越金では、前年度繰越剰余金の額確定により221万4,000円の減額を行っております。

4ページをごらんください。

歳出の款9基金積立金、項1基金積立金、目1国保財政調整基金積立金では、基金の運用益となる受取利息を積み立てるため12万2,000円の増額を行っております。

以上のことから、歳入歳出予算額におのおの12万2,000円を増額し、予算総額を9億8,012万2,000円と定める補正予算の提出を行ったものであります。

議案第36号 平成29年度三宅町後期高齢者医療特別会計第2回補正予算についてご説明いたします。

3ページをごらんください。

歳入の款5繰越金、項1繰越金、目1繰越金では、前年度繰越剰余金の額の確定により9万6,000円の増額を行っております。

4ページをごらんください。

歳出の款2後期高齢者医療広域連合納付金、項1後期高齢者医療広域連合納付金、目1後期高齢者医療広域連合納付金では、前年度保険料に係る広域連合への負担金9万6,000円の増額を行っております。

以上のことから、歳入歳出予算額に9万6,000円を増額し、予算総額を1億1,053万1,000円と定める補正予算の提出を行ったものであります。

議案第37号 平成29年度三宅町介護保険特別会計第1回補正予算についてご説明いたします。

5ページをごらんください。

歳入の款5支払基金交付金、項1支払基金交付金、目1介護給付費交付金では、平成28年度分の実績報告に伴い介護給付費交付金の追加交付があったことから15万4,000円の増額を行い、目2地域支援事業支援交付金においても平成28年度分の実績報告に伴い、地域支援事業支援交付金の追加交付があったことから21万2,000円の増額を行うものであります。款7繰入金、項2基金繰入金、目1介護給付費準備基金繰入金では、歳入歳出の収支調整のため311万3,000円の減額を行い、款9繰越金、項1繰越金、目1繰越金では前年度繰越剰余金の額の確定により3,781万1,000円の増額を行っております。

6ページ上段をごらんください。

歳出の款2保険給付費、項1介護サービス等諸費のうち目5施設介護サービス給付費では、近隣に老人保健施設が新規に開業することから、施設給付費の増加が見込まれるため、施設介護サービス費として負担金499万2,000円の増額を行うものであります。

8ページの2段目をごらんください。

款5地域支援事業費、項3介護予防生活支援サービス事業費、目1介護予防生活支援サービス事業費では、総合事業における訪問型サービス事業費、通所型サービス事業費において給付費の急増を見込んでおり、負担金269万円の増額を行うものであります。

同じく、8ページの3段目をごらんください。

款6諸支出金、項1償還金及び還付加算金、目2償還金では、平成28年度分の実績報告に伴う国庫支出金、県支出金の返還金として38万2,000円の増額を行い、款8基金積立金、項1基金積立金、目1介護給付費準備基金積立金では、前年度繰越剰余金の額の確定により準備基金への積立のため2,700万円の増額を行っております。

なお、戻って6ページから8ページにおける補正額の財源内訳の増減につきましては、今回の歳入補正予算により充当すべき財源の変更を行ったものであります。

以上のことから、歳入歳出予算額に3,506万4,000円を増額し、予算総額を8億1,006万4,000円と定める補正予算の提出を行ったものであります。

議案第38号 平成29年度三宅町公共下水道事業特別会計第1回補正予算についてご説明いたします。

4ページをござんください。

歳入のみの説明です。

款5町債、項1町債、目1下水道事業債において、当初予算に計上していた公共下水道事業債から過疎対策事業債への財源振替を行ったものであります。

続きまして、議案第39号 平成29年度三宅町水道事業会計第1回補正予算についてご説明いたします。

3ページをござんください。

款21水道事業費用、項01営業費用、目05配水及び給水費において水道技術者臨時職員が9月末をもって退職することに伴い、至急に代替職員の募集を行っておりますが、専門的な知識を要する職種でもあり、適任者の応募がなかった場合を想定し、現場技術管理業務委託費834万1,000円の増額を行うものであります。

以上のことから、収益的支出の総額を1億7,386万2,000円と定める補正予算の提出を行ったものであります。

以上で、補正予算6件の概要説明を終わります。

続いて、条例の一部改正についてご説明をいたします。

議案第40号 職員勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例の制定については、児童福祉法の改正による「養子縁組里親」の法定化及び里親に関する定義規定の再編に伴い条文の整備を行うものであります。

議案第41号 職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の制定については、「地方公務員の育児休業等に関する法律」及び「育児休業、介護休業等育児又は家族介護を

行う労働者の福祉に関する法律」の一部改正に伴い、育児短時間勤務ができる特別の事情を追加する等の所要の改正を行うものでございます。

議案第42号 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例の制定については、マイナンバーを利用した情報連携の本格運用が10月から開始されることに伴い、独自利用を行うため同条例の別表に規定していた各事務事業について削除または引用条例名の変更などの再整備を行うものでございます。

以上で、条例の一部改正3件の概要説明を終わります。

次に、議決案件についてご説明いたします。

議案第43号 三宅町過疎地域自立促進計画の策定については、過疎地域自立支援促進特別措置法の一部を改正する法律が平成29年4月1日に施行され、本町が過疎地域として公示されたことから同法第6条第1項の規定に基づく市町村計画を定め、総務大臣、農林水産大臣及び国土交通大臣に提出することについて議会の議決を求めるものでございます。

なお、本計画は同法第6条第4項の規定に基づき、奈良県とあらかじめ協議を行い、平成29年9月1日付をもって同意のあったことをご報告申し上げます。

議案第44号 三宅町道路線の認定については、伴堂地区において住宅開発行為に係る道路用地の移管を受けたことに伴い、道路法第8条第2項の規定によりこれを町道として認定を行うにつき、議会の議決を求めるものでございます。

議案第45号 三宅町庁舎耐震改修工事請負契約の締結については、去る8月21日に一般競争入札を執行いたしました同工事の請負契約の締結につき、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により議会の議決を求めるものでございます。契約の相手方は、住所、奈良市藤ノ木台一丁目2番15号、氏名、大倭殖産株式会社、代表取締役、矢追家麻呂、契約金額は1億5,359万2,524円であります。議決を賜りますようお願い申し上げます。

議案第46号 近鉄石見駅周辺道路等整備工事（2期）請負契約の締結については、議案第45号と同じく、去る8月21日に一般競争入札を執行いたしました同工事の請負契約の締結につき、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により議会の議決を求めるものであります。契約の相手方は、住所、奈良県吉野郡吉野町宮滝272-3、氏名、株式会社上田工務店、代表取締役、上田秀幸、契約金額は8,891万5,320円であります。何とぞ議決を賜りますようお願い申し上げます。

以上で、議決案件4件の概要説明を終わります。

次に、専決処分事項報告についてご説明いたします。

承認第5号（専決処分事項報告）平成29年度三宅町一般会計第3回補正予算に関する専決処分事項についてご説明いたします。

3ページをごらんください。

歳出のみの説明です。

款9消防費、項1消防費、目1消防総務費において6月に発生した落雷の影響で防災行政無線の遠隔送話器・外部接続箱、アンプ装置が損傷し、至急に修理復旧を行う必要が生じましたが、この修繕費99万7,000円の増額を行うための補正予算を計上するに当たり、緊急を要し、議会の招集をする時間的余裕がないことが明らかであると認められることから、地方自治法第179条第1項の規定により専決処分を行いましたので、同法同条第3項によりこれを議会に報告し、承認を求めるものであります。

款14予備費、項1予備費、目1予備費においては、ただいまご説明をいたしました補正予算の財源調整のため99万7,000円の減額を行ったものであります。今回の補正額は、歳出において規定の予算の範囲で行っており、予算総額そのものの変動はございません。

以上が、本定例議会に提出いたしました決算認定6件、補正予算6件、条例の一部改正3件、議決案件4件、補正予算の専決処分事項報告1件の概要説明であります。

議員各位におかれましては、慎重審議賜りますようお願い申し上げ、説明を終わります。

○議長（植村ケイ子君） ただいま町長の説明が終わりましたので、引き続き岡本会計管理者より説明を求めます。

岡本会計管理者。

○会計管理者（岡本豊彦君） それでは、認定第1号から認定第5号までの平成28年度一般会計及び各特別会計の歳入歳出決算について、その概要を順次ご説明申し上げます。

決算書の1ページ、決算一覧表をごらんください。

まず初めに、認定第1号 平成28年度三宅町一般会計の決算につきましては、当初予算額39億5,235万1,000円でありましたが、その後7回の補正予算により3億1,306万8,000円を減額し、これに前年度からの明許繰越額2億4,094万円を加え、最終予算額は38億8,022万3,000円となりました。

これに対し、決算額は、歳入総額37億7,135万7,818円、歳出総額35億6,436万7,564円となり、歳入歳出差引額2億699万254円を平成29年度へ繰り越しを行いました。内訳といたしま

しては、次年度への繰越明許繰越金として総合計画策定業務、総合センター費、清掃車購入事業費、都市計画策定業務、近鉄石見駅周辺整備事業の一般財源分2,427万8,000円と純繰越金1億8,271万2,254円であります。

なお、収入未済額は町税、使用料等を合わせ1,364万2,302円となります。

次に、認定第2号 平成28年度三宅町国民健康保険特別会計決算は、当初予算額9億9,200万円でありましたが、その後4回の補正予算により975万6,000円を増額し、最終予算額は10億175万6,000円となりました。

これに対し、決算額は、歳入総額9億5,010万6,045円、歳出総額9億4,931万9,861円となり、歳入歳出差引額78万6,184円を平成29年度へ繰越を行いました。

なお、収入未済額は国民健康保険税で880万7,016円になります。

認定第3号 平成28年度三宅町後期高齢者医療特別会計決算は、当初予算額1億488万7,000円で、その後1回の補正予算により15万9,000円を増額し、最終予算額は1億504万6,000円となりました。

これに対し、決算額は、歳入総額1億289万445円、歳出総額1億279万4,245円となり、歳入歳出差引額9万6,200円を平成29年度へ繰越を行いました。

なお、収入未済額は後期高齢者医療保険料で3万4,300円になります。

認定第4号 平成28年度三宅町介護保険特別会計決算は、当初予算額7億3,400万円で、その後4回の補正予算により748万9,000円を増額し、最終予算額は7億4,148万9,000円となりました。

これに対し、決算額は、歳入総額6億6,250万5,761円、歳出総額6億2,468万4,667円となり、歳入歳出差引額3,782万1,094円を平成29年度へ繰越を行いました。

なお、収入未済額は介護保険料で204万5,140円となります。

認定第5号 平成28年度三宅町公共下水道事業特別会計決算につきましては、当初予算額3億8,200万円でしたが、その後3回の補正予算により1,201万3,000円を増額し、最終予算額は3億9,401万3,000円となりました。

これに対し、決算額は、歳入総額3億8,636万8,848円、歳出総額3億8,622万4,848円となり、歳入歳出差引額14万4,000円を繰越明許繰越金として平成29年度へ繰り越しを行いました。

なお、収入未済額は下水道使用料で365万3,250円になります。

次に、一般会計に係る「財産に関する調書」についてご説明いたしますので、決算書の

168、169ページをごらんください。

(1) 土地及び建物について、土地においては、普通財産、「田畑」では465平方メートル並びにその他では503平方メートルの減となっておりますのは、事業残地の売却によるものであります。また、建物においては、行政財産・その他の行政機関、消防施設では403平方メートルの増となっておりますのは、消防団詰所を新たに設置したことによるものでございます。

1枚めくっていただいて、170ページの(2) 出資による権利では変更はございません。

(3) 物品については、移動販売車として普通自動車1台並びに消防自動車1台の増となっております。

(4) 債権は、水洗便所改造資金貸付金において12万円の返済がございましたので、年度末現在高は9万円となっております。

(5) 基金では、財政調整基金では2億円並びに公債償還基金では3,000万円を決算剰余金による積み立てとして増額を行い、公共施設等整備基金では、三宅町における庁舎を含む公共施設等の整備充実を図るため、新たな基金として設置し1億8,000万円を積み立てたものであります。

また、国民健康保険特別会計に係る「財産に関する調書」についてご説明いたしますので、決算書の215ページをごらんください。

(1) 国民健康保険財政調整基金は、健全な財政運営を図るため1,900万円を積み立てたものであります。

最後に、介護保険特別会計に係る「財産に関する調書」についてご説明いたしますので、決算書の275ページをごらんください。

(1) 介護給付費準備基金は、預金利子による5万9,389円を積み立てたものであります。

以上が平成28年度三宅町一般会計並びに各特別会計の決算の概要であります。

詳細につきましては、後日決算審査特別委員会におきまして説明資料等によりご説明いたしますので、ご審議賜りますようお願いを申し上げ、本日の説明を終わります。

○議長（植村ケイ子君） ただいま、町長並びに会計管理者の説明が終わりました。

本議案の総括質疑は、20日水曜日の午前10時より行いますので、よろしく願いいたします。

◎同意第13号の上程、説明、質疑、採決

○議長（植村ケイ子君） 日程第25、同意第13号 三宅町教育委員会委員の任命についてを議題とし、森田町長より説明を求めます。

森田町長。

○町長（森田浩司君） 同意第13号 三宅町教育委員会委員の任命につきましては、9月30日に委員1名の任期が満了となることから委員の任命をいたしたく地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第2項の規定に基づき議会の同意を求めるべく提出いたしております。

氏名等の朗読をもって説明とさせていただきます。

住所 奈良県磯城郡三宅町大字伴堂469番地。

氏名 岡本佳世子。

生年月日 昭和39年4月21日。

再任でございます。ご同意のほど、何とぞよろしくお願い申し上げます。

○議長（植村ケイ子君） ただいま、町長の説明が終わりましたので、質疑に入ります。

質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（植村ケイ子君） 質疑なしと認めます。

お諮りします。

本件に同意を求める件を採決いたします。

本件に同意することに賛成職員の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（植村ケイ子君） 起立全員と認めます。

よって、本件は同意することに決定いたしました。

◎発議第3号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（植村ケイ子君） 日程第26、発議第3号 「核兵器禁止条約の早期締結」を求める意見書を議題とし、上程したいと思いますが、これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（植村ケイ子君） 異議なしと認め、提出者の池田議員より提案理由の説明を求めます。

池田議員。

○9番（池田年夫君） 「核兵器禁止条約の早期締結」を求める意見書案について読み上げて趣旨説明とさせていただきます。

国連は本年 7 月、122 国の圧倒的多数の賛成で核兵器禁止条約を採択した。

日本は唯一の被爆国でありながらこの会議に不参加。アメリカの核の傘のもとに、本条約への不参加を表明した。

大量破壊兵器である生物・科学兵器については、国連でその使用を「非難」する決議が 1966 年に採択され、それに基づく条約がつくられ、廃絶されてきた。細菌兵器（生物兵器）及び毒物兵器の開発、生産および貯蔵の禁止並びに廃棄に関する条約（生物兵器禁止条約）は 1975 年に、化学兵器の開発、生産、貯蔵及び使用の禁止並びに廃棄に関する条約（化学兵器禁止条約）は 1997 年にそれぞれ発効している。

この先、国際社会が最も残虐な大量破壊兵器である核兵器を禁止、廃絶する方向に向かうのは当然であり、その中で核非保有国が、今回の核兵器禁止条約を採択することは自然な流れである。

こうした中、核保有国は核廃絶に対して異なったアプローチを見せている。米英ロ仏中の核保有 5 カ国は昨年 9 月、共同声明を発表し、段階的（ステップ・バイ・ステップ）アプローチが「核兵器のない世界を達成する唯一の現実的なやり方」と主張して、核兵器禁止条約の動きに反対してきた。先の国連決議にも米英ロ仏は反対し、中国は棄権した。同時に、「核の傘」に依存する核保有国の同盟国も、反対、もしくは不参加、の意思を示している。

しかしながら、核兵器保有国が不参加であったとしても、国連加盟国の多数が参加して条約が締結されれば、核兵器は違法なものとして「悪の烙印」が押されることとなり、核兵器保有国もまた軌道修正を余儀なくされることは十分に考えられる。

このような世界情勢の中で、唯一の被爆国として日本の取るべき道は、今回の核兵器禁止条約の締結に踏み出すことである。

よって、政府は核兵器禁止条約締結を早期に求めるとともに、合わせて核保有国をはじめ国際社会への核兵器廃絶に向けた積極的な働きかけを強く求めるものである。

以上、地方自治法 99 条の視点により提出する。

平成 29 年 9 月 13 日

奈良県三宅町議会

議員の皆さん方の賛同をよろしくお願いいたします。

○議長（植村ケイ子君） 説明が終わりました。

日程第 26、発議第 3 号 核兵器禁止条約の早期締結を求める意見書を議題とし、質疑を許します。

質疑はありませんか。

川口議員。

○8番（川口靖夫君） この提案については、賛同したいのはやまやまでございますが、反対討論をさせていただきます。

今現在、東アジア、日本を取り巻く、反対討論でいいですか。

○議長（植村ケイ子君） 今、質疑の分やから。

○8番（川口靖夫君） 質疑、ほんなやったら。

○議長（植村ケイ子君） 後で。すみません。

ほかに質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（植村ケイ子君） 質疑なしと認めます。

質疑は終結します。

これより討論を行います。

討論ありませんか。

川口議員。

○8番（川口靖夫君） 失礼しました。

これに対する賛成はしたいのはやまやまでございますが、今現在日本を取り巻く情勢、東アジアです。まず、中国、覇権を狙って尖閣諸島、東シナ海、我が物顔に領海を侵入しております。そして、問題の北朝鮮、核を製造し保有、そして問題を提起しております。

我が日本国は、日米同盟のもとに安全保障条約を結んで守られているのが実情であるかと私は思います。核を持つことによって抑止力です、これを使うというんではなしに抑止力によって中国を牽制し、また北朝鮮を牽制していると。したがって、日本は固い日米同盟によって守られていると言っても過言ではないかと私は思います。

今のこの国際情勢を鑑みた場合、安倍総理大臣もやはりアメリカと行動をともにしなくてはならない条約を結んでおりますんで、今のトランプ大統領も日本とは100%同体であると。我が同盟国を攻撃されたらアメリカを攻撃したとみなし報復すると、声高々に言っております。そういう状態でございますんで、核、今の提案については正論としては私は賛成したいですが、今の情勢を考えるならばやはりアメリカに追随していかざるを得ないと安倍総理大臣もそのことはよくご存じやと思いますし、大部分の日本国民はわかっていると私は思います。だから、不参加したというのは安倍総理大臣も苦渋の選択ではなかったかと私は思いま

すんで、今の国際情勢を見て私はこれについては賛成しかねるわけでございます。

以上でございます。

○議長（植村ケイ子君）　ということは、反対ということですね。

○8番（川口靖夫君）　そうです。

○議長（植村ケイ子君）　ということであれば、賛成討論ありますか。

○2番（松本　健君）　私は、本意見書に対して賛成の立場から討論を行います。

まず、認識すべきことは、これは核兵器の廃絶自体に賛成か反対かという議論ではないということです。反対の意見の大半は、アメリカが反対しているから、アメリカの核の傘に守られていて反対はできないというものでしょう。では、アメリカはなぜ反対しているのか、オバマ前大統領も核のない世界を求めていますようにアメリカも決して核兵器の廃絶に反対というわけではありません。むしろ核兵器自体を持て余しているといったところでしょう。

ただ、アメリカとしては順序としてまず現在核を持たない国に核を持たせないこと、そしてその後核保有国が核を削減していくこと、これが現実的な核の廃絶につながるという意見だと思います。現行の核保有国は全てこれに賛成するでしょう。しかしながら、核を持たない国で核の傘に入らない国にしてみたらこれは承認できない内容と考えることもできます。

現に今、核の脅威は現行の保有国が相互に戦争突入する脅威というよりは、むしろ核を持たない国が核保有国の仲間入りをしようとして核が拡散していくことの脅威にあるというのが実情だと思います。今重要なのは、核を持たない国同士がみずからの意思で核を持たない宣言をして非核の傘を大きく広げることで、核を持たない国が核保有国と同等の国際的影響力を持つようになることではないでしょうか。

今回の国連の動きは、これに向けての一步となると考えられます。日本が本条約に反対の立場を取る理由としてアメリカの核の傘に安全保障を委ねている日本が……。

○議長（植村ケイ子君）　松本議員、もう少し短くまとめられますか。

○2番（松本　健君）　アメリカの核保有に反対するのは現実的ではないというのが主だと思われませんが、核の傘が何を守ってくれるんでしょうか。核の傘の下にある国と核の傘の下にない国、どれほどの差があるのでしょうか。

日本は、先の戦争の経験で国際紛争の解決のための交戦権を放棄すると憲法に記した国です。また、広島には安らかに眠ってください。過ちは繰返しませぬからという慰霊の碑が掲げられています。国を守るといえることはどういうことか、過ちは何だったのかを今一度みんなで考え、平和への道を歩むことを願って討論を終わらせていただきます。

○議長（植村ケイ子君）　ありがとうございます。

賛成討論と反対討論出ましたけれども、ほかに反対討論はありますか。

討論ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（植村ケイ子君）　討論なしと認めます。

討論は終結します。

お諮りいたします。

日程第26、発議第3号　「核兵器禁止条約の早期締結」を求める意見書を採択します。

本件を原案のとおり決することに賛成諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（植村ケイ子君）　起立少数と認めます。

よって、本件は否決することに決定しました。

◎散会の宣告

○議長（植村ケイ子君）　本日は、これをもって散会といたします。

次回は、9月20日の水曜日午前10時より会議を開きます。

本日はどうもご苦労さまでした。お疲れさま。

（午前11時03分）

平成29年9月三宅町議会第3回定例会〔第2号〕

招集の日時 平成29年9月20日水曜日午前10時00分開議

招集の場所 三宅町役場3階議会議場

出席議員名

瀬 角 清 司	松 本 健	森 内 哲 也
辰 巳 光 則	松 田 晴 光	衣 川 喜 憲
植 村 ケイ子	川 口 靖 夫	池 田 年 夫
辰 巳 勝 秀		

欠席議員数（0名）

地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の役職氏名

町 長	森 田 浩 司	副 町 長	北 野 勝 也
教 育 長	澤 井 俊 一	みやけイノベーション推進部長	森 本 典 秀
総 務 部 長	岡 橋 正 識	健康こども局長	宮 内 秀 樹
住民福祉部長	中 田 進	教育委員会事務局長	東 浦 一 人
まちづくり推進部長	江 蔵 潔 明	会 計 管 理 者	岡 本 豊 彦

本会議に職務のため出席した者の役職氏名

議会事務局長	乾 輝 男	モニター室係	中 谷 亮 一
モニター室係	川 人 哲 也	モニター室係	大 西 紗友子
モニター室係	小 西 魁 斗		

本日の会議に付議した事件

議事日程（別紙のとおり）

本会議の会議録署名議員氏名

8 番 議 員	川 口 靖 夫	9 番 議 員	池 田 年 夫
---------	---------	---------	---------

平成29年9月三宅町議会第3回定例会〔第2号〕

議 事 日 程

平成29年9月20日 水曜日

午 前 10時00分 再 開

- | | |
|------|---|
| 日程第1 | 認定第1号から認定第6号までの6議案に対する決算審査特別委員会付託について |
| 日程第2 | 議案第34号から承認第5号までの13議案、1承認に対する総括質疑、各委員会付託について |
| 日程第3 | 一般質問について |

◎開議の宣告

○議長（植村ケイ子君） 皆さん、おはようございます。定刻より1分ぐらい早いんですけれども、皆様おそろいようですので始めたいと思います。

平成29年三宅町議会第3回定例会を再開いたします。

議員各位には公私ご多忙の中ご出席いただき、ありがとうございます。

ただいまの出席議員数は10名で、定足数に達しております。

よって、定例会は成立しました。

直ちに本日の会議を開きます。

（午前10時00分）

◎議事日程の報告

○議長（植村ケイ子君） 本日の議事日程は、お手元に配付しておりますとおりであります。

◎認定第1号～認定第6号の決算審査特別委員会付託について

○議長（植村ケイ子君） 日程第1、認定第1号 平成28年度三宅町一般会計決算認定についてから認定第6号 平成28年度三宅町水道事業会計決算認定についてまでの6議案は、さきに設置しました三宅町決算審査特別委員会に付託し、委員はオブザーバーの私を除く全員でございますので、総括質疑は割愛いたしたいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（植村ケイ子君） 異議なしと認め、決算審査特別委員会に付託することに決定いたしました。

◎議案第34号～承認第5号の総括質疑、各委員会付託について

○議長（植村ケイ子君） 日程第2、議案第34号 平成29年度三宅町一般会計第4回補正予算についてから承認第5号（専決処分事項報告）平成29年度三宅町一般会計第3回補正予算についてまでの議案13件、承認1件についての総括質疑を許します。

3番議員、森内哲也君。

○3番（森内哲也君） それでは、許しを得ましたので総括質疑をさせていただきます。

三宅町過疎地域自立促進計画についてです。

この計画、地域の自立促進のためさまざまな施策を講じる必要があり、そのために立てられた計画だと理解しています。地域の自立促進という取り組みで、ぱっと私、今まで浮かぶのが、域外にお金が行くことを少なくして、自治体内で、自治体自身でお金が回る仕組みづくり、そういったものが浮かびます。

そういう仕組みです、地産地消みたいな話にもなってくるんですが、エネルギーの地産地消というようなことも、エネルギー、電気を外で買って、その分出ていく割合が大きいので、そういった取り組みも過疎の地域ではされているところも多いかと思っております。

今回立てられている計画、このエネルギーの地産地消という視点から、何か取り組み、事業したいなと思ったときに行えるような幅のある計画になっているのでしょうか、お願いします。

○議長（植村ケイ子君） 岡橋部長。

○総務部長（岡橋正識君） すみません、自席より失礼いたします。

3番、森内議員の質疑にお答えをいたします。議員ご質問のエネルギーの地産地消に関する項目につきましては、総務省の指定する過疎計画の事業分野に含まれていないことから、三宅町の過疎計画に、そのものに記載はございません。

議員が想定されている事業につきましては、エネルギー施策として実施している自治体も多数見られます。その多くは、各地域の再生資源を活用したものでございます。

なお、近隣自治体の施策例といたしましては、生駒市さんにおきまして、自治体新電力が設立され、環境面の意義においては温室効果ガスの削減、経済面では、議員がご指摘のとおりエネルギーの地産地消、社会面におきましては市民活動の支援に還元ということが挙げられているところでございます。市や市民、事業者が出資する地域エネルギー会社による施策を実施されているところでございます。また、五條市におきましても、森林に放置されました木材や廃油等の活用によるバイオマス利用事業を実施しておられる事例を認知しているところございます。

三宅町におきましては、エネルギーの地産地消につきまして、このような取り組み事例を参考にしながら、小さなまちで実現可能な施策の検討も必要であると考えております。

以上でございます。

○議長（植村ケイ子君） 森内議員、再質問。

○3番（森内哲也君） 今回の過疎計画にはちょっと規定がないということで入らなかったということですが、やはりエネルギーの地産地消、出ていくお金を少なくしようという取り組み

みはやっぱり大事な取り組みだと思いますので、例えば、役場の屋根、じゃソーラー貸してみたいなことで、なかなか目的外使用とかでハードル高いのかなと思ったりもしますので、ちょっとそういうのがあれば、ぜひ取り組みを前向きに考えていただけるようなことでお願いできたらなと思います。

○議長（植村ケイ子君） 解決しましたね。

9 番議員、池田年夫君。

○9 番（池田年夫君） まず最初に、過疎債について質問いたします。

9 月議会の議案の中で、石見駅周辺整備の費用が今までの町債から過疎債に財源が移行すると聞きました。過疎債も負担割合が有利とはいえ将来返済しなければなりません。

平成29年度一般会計補正予算では、保健衛生費、清掃費、農業費、土木費、都市下水道費、文化財保護費等が減額になって、財源の調整が過疎債に変更と聞いています。過疎債は10年間の返還で利率は0.3となっていますが、町全体の事業計画と事業の金額と返済計画はどのようなになっているのでしょうか。

2 番目に、庁舎の耐震改修工事請負計画についてですけれども、契約は1 億5,359万円で契約し工事を行うというものですけれども、工事期間はどのようなになっているのでしょうか。どの部分をどのように工事を行うのか説明をしてもらいたいと思います。

工事を行った結果、耐震強度はどのようなになっているのでしょうか。今までの設計や耐震診断など、総費用はどのようなになっていますか。全面建てかえをした場合などの検討、過疎債などを含めた検討はされているのでしょうか、についてであります。

それで、3 番目に平成29年度第1 回補正予算案の水道事業、現場技術監理業務の委託料増額で834万840円となっています。この業務の委託になった経過を報告してください。そして、834万の委託料を、若い人であれば2 人分の人件費にも当たるものではないのでしょうか。

以上の3 点について、答弁をお願いいたします。

○議長（植村ケイ子君） 岡橋総務部長。

○総務部長（岡橋正識君） それでは、自席より失礼いたします。

まず、池田議員のご質問、1 点目でございます。三宅町一般会計第4 回補正予算についての過疎債の質問でございます。

議員ご質問の全体の事業計画につきましては、三宅町過疎地域自立促進計画15ページ以降に記載をいたしております。産業の振興を初めとする各分野において、1 点目で現状と問題点、2 点目でその対策を記載しておるところでございます。その対策に対する事業計画は3

点目でございます。各事業内容について、各分野の事業計画を掲載しておるところでございます。

事業全体の金額につきましては、過疎計画を平成32年までの期間としていることから、平成32年度までに想定される事業を掲載しており、また全ての事業を予算化して実施するという計画ではございません。

平成30年度以降の当初予算においては、過疎債を活用して実施すべき事業を精査して予算化をしていきたいと考えておりますので、現時点で実施すべき事業総額は個々には積み上げは行っておらないところでございます。

また、返済計画につきましては、過疎債の返済期間が最長で12年となっておりますので、この間を利用いたしまして、公債償還基金を活用いたしまして、過去に借入れを行いました高利率の起債につきましては繰上償還を行うなど、財政状況を勘案しながら過疎計画、過疎債の有効活用を行ってまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（植村ケイ子君） 庁舎の耐震、総務部長。

○総務部長（岡橋正識君） 失礼いたします。続きまして、2点目の議案第45号 三宅町庁舎耐震改修工事請負契約の締結につきまして、ご回答申し上げます。

本議案につきましては、町長の提案説明にもございましたように、本議会において、三宅町耐震改修工事請負契約の締結につきまして、同工事の請負契約について議会の議決に付すべき契約、財産の取得または処分に関する条例第2条の規定により、議会の議決を賜りたく提出をしたのがこの趣旨でございます。

今、議員のほうにご質問いただいております改修の内容についてご説明いたします。

これまでも予算委員会の中でご質問いただきご説明を申し上げているところなんですけれども、平成27年度に実施をいたしました耐震診断の結果、強度不足が判明したことから、改修計画を順次実施しているところでございます。

まず、ご質問1点目の工事期間はとの質問でございますけれども、この後、議会の議決をいただきました後、10カ月の工期を予定いたしております。

2点目のどの部分をどのように工事を行うか説明をしてもらいたいとのご質問でございますけれども、これも予算委員会で少しお答えをしているところでございますが、耐震工法といたしましては、主に鉄骨ブレースによる補強等を行います。また、庁舎の老朽化に伴う設置施設、設備の改修といたしましては、1階から3階のトイレ、宿直室、窓サッシの取りか

え、議場や議員控室等のカーペットの張りかえなどを行うものでございます。

なお、工事期間中の住民サービス及び執務の継続を行うために、いわゆる居ながら工法を採用しております。各フロアにわたり順次工事を進めてまいる計画でございます。業者との工程調整を行いまして、改めて議員の皆様、住民の皆様にご案内を申し上げる予定でございます。また、サイレント工法を選択しておりますので、施工中の騒音対策など、周辺環境への配慮も行っている計画でございます。

3点目の耐震強度についてはどのようになりますかとのご質問でございます。こちらにつきましては、構造耐震指標Is値0.9の設定を確保いたします。

4点目の総費用はどうなっていますかとのご質問でございますけれども、まず平成27年度に耐震診断委託料として637万2,000円、28年度に工事設計委託費としまして1,020万6,000円を支出しております。また本年度は、当初予算のご承認をいただいておりますとおり、工事費を含めまして、債務負担行為の継続費といたしまして、まず工事監理委託料で1,018万8,000円、その他の経費を見込んでおります。これまでに契約済みの総費用は1億8,390万4,524円となっております。

5点目の全面建てかえの検討、過疎債などの検討という質問でございますけれども、当初より、現建物の耐震改修と長寿命化において計画を進めてまいりました。庁舎は防災拠点となり、耐震化の観点から、財源は当初より「緊急防災・減災対策事業債」を充当するものでございます。

工事期間中は何かとご迷惑をおかけいたします。ご理解とご協力をお願い申し上げます。

以上でございます。

○議長（植村ケイ子君） 江蔵部長。

○まちづくり推進部長（江蔵潔明君） 3点目の三宅町水道事業会計第1回補正予算について説明させていただきます。

さきに町長の提案説明にもございましたとおり、水道技術者臨時職員が9月末をもって退職するに伴い、至急に代替職員の募集を行いましたが無応募がなく、専門的な知識を要する職種でありますので、現場技術業務委託積算基準に基づき6カ月の業務発注を行うものであります。

以上です。

○議長（植村ケイ子君） 池田議員、再質問。

○9番（池田年夫君） 今、水道の点については回答あったんですけども、三宅町の中に、職員の中に現場技術管理者業務ができる人がいていないのかどうか、もしいているのであれば、そういう人を配置するということも考えられると思うんですけども、そういう能力のある人がいてるんじゃないかというふうに僕自身は聞いているんですけども、その点はどうでしょうか。

○議長（植村ケイ子君） 江蔵部長、どうですか。

○まちづくり推進部長（江蔵潔明君） 退職のお話がありまして、早急に相談しましたところ、現状では異動が不可能ということで、この判断になりました。

以上です。

○議長（植村ケイ子君） それで理解していただけますね。

質疑を終結します。

お諮りします。

議案13件、承認1件は各常任委員会へ付託したいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（植村ケイ子君） 異議なしと認めます。したがって、議案13件、承認1件を各常任委員会へ付託することに決定しました。

◎一般質問

○議長（植村ケイ子君） 次に、日程第3、一般質問を議題とし、一般質問を行います。

今定例会に通告されました議員の発言を許します。

◇ 辰 巳 光 則 君

○議長（植村ケイ子君） 4番議員、辰巳光則君の一般質問を許します。

辰巳光則君。

○4番（辰巳光則君） 議長のお許しを得ましたので、一般質問をさせていただきたいと思えます。

まずは、三宅小学校のクーラー設置について。

近年、地球温暖化に伴い夏の暑さは増すばかりです。現在の子供たちは、生まれたときからクーラーの中での生活が多く、特に低学年の児童にとっては非常に厳しいと思います。現在、三宅小学校ではクーラーが設置されていませんが、今後どのような計画をお持ちかお尋

ねしたい。

2つ目、三宅町文化ホールについて。

毎年、結構な額の維持費に係る三宅町文化ホールですが、平成24年度は支出約762万円に対して収入は約29万円、平成25年度は支出約1,446万円に対し収入は約19万円、平成26年度は支出約1,031万円に対し収入は約38万円、平成27年度は支出約786万円に対し収入は約56万円、平成28年は支出約659万円に対し収入は約63万円です。今のままでは毎年毎年の赤字が膨らむばかりです。今まで何度か委員会等でも質問、指摘してきましたが、町として集客、収益を増す施策と有効利用の指針をお持ちだと思います。お聞かせください。

○議長（植村ケイ子君） 町長。

○町長（森田浩司君） 4番、辰巳光則議員の質問に回答いたします。

三宅小学校における空調設備の設置につきましては、平成22年度に図書室、保健室、パソコンルーム等特別教室にエアコンを設置するとともに、普通教室には扇風機を2台設置し、特に夏休み前後の7月、9月の熱中症対策を行っております。

さて、ご質問のエアコンの設置につきましては、これまでも検討はされてきましたが、町の財政状況、校舎耐震工事等の優先工事から勘案し、現在未設置となっております。

平成29年度文部科学省の公立学校施設の空調設備設置状況調査の結果についてによりますと、普通教室、特別教室について、設置率は41.7%で、3年前の調査より11.8ポイント増であったとの全国的な状況にあることも承知しております。このようなことから、エアコンの設置につきましては、小学校における児童・生徒の安心・安全にかかわる施設整備について、優先順位を検討する中で財政状況も勘案しながら、整備計画等について検討してまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（植村ケイ子君） 教育長。

○教育長（澤井俊一君） 続きまして、三宅町文化ホールについてのご質問には私のほうからお答えをさせていただきます。

三宅町文化ホールは、ご承知のように、町民の文化・芸能・教養の向上とふれあい豊かな地域社会づくりを図るとともに産業振興に寄与することを目的として設置されています。このことから、町民等の利用については、無料での利用や使用料減免なども行い、利用を容易にいたしております。また、町の実施事業については、過去に映画鑑賞会や管弦楽団を招いて企画実施されていましたが、当該施設は座席数426の小ホールであるため、採算ベースに

乗らず取りやめとなっています。町内のサークルやクラブも、文化ホールを会場に自主事業を開催する規模のものではなく、収入増が見込めない要因の一つとなっています。

一方、収入を確保しようとするれば、利用料金は受益者負担の考えを基本に、料金の増額改定も考えられますが、これは、文化ホールの設置条例にあります町民の自主的な活動のため、会議、集会、その他の文化活動等町民のふれあいの場に供するとの定義に相反することとなり、逆に利用者離れが懸念されるところであります。

収支については、ご指摘のとおり欠損が発生していますが、これまでに専任職員の廃止や一律的な職員の配置の見直し、維持管理費の削減などを行ってまいりました。現在でも一定の利用があり、設置目的と設置された機能を果たしていることや、ほかに代替施設がないことから、三宅町公共施設等総合管理計画では、文化ホールは、計画的な修繕や改修を行い施設の長寿命化を図ることとされています。

しかしながら、議員指摘の収支の改善も重要項目の一つであります。施設が保有している能力を十分に発揮しているか、さらには、もう少しコストをかけて住民参加型の身近な自主事業の実施等により大きな便益が出せるか等の検討を行う必要性は考えられるところであります。

具体的な収支の改善については以前にもご指摘がございましたが、設置条例に違わない範囲内において、機会のある都度積極的な紹介等を行い、可能な限り収入増を図っているところであります。今後とも経費の節減や利用者増、収入増に向けて努めていく所存であります。

以上です。

○議長（植村ケイ子君） 辰巳光則君、再質問。

○4番（辰巳光則君） それでは、再質問させてもらいたいと思います。

今ご答弁、回答の中で、全国的には41.7%で3年前よりも11.8%増という数字がありましたが、小学校だけを見ると、ここ3年間では16.8%増の19万3,003教室に上ります。ですから、中学よりも体力の少ない小学校のほうが増加率が高いということになっています。

川西小学校にも去年予算ついて、多分来年度中には設置という方向に行くと思うんですが、共同管理している式下中学、必ず川西のほうからも、もう川西小学校つくったんやったら式下中学もつくったらどうか、設置したらどうかという声も上がると思いますので、ちょっと早急に、その辺は考えていただきたいと思います。

あと、ことしの6月、7月の三宅小学校の普通教室の平均温度は大体何度ぐらいなんでしょう。

○議長（植村ケイ子君） 教育長。

○教育長（澤井俊一君） 7月の各教室、教室と言いましても北側の1階、2階、3階があります。西側の2階もありますし、新館、その裏の北側のほうの校舎もありますので、その校舎によって教室の温度はまちまちであります。一番暑いのは南側の3階になります。

ここで、平均ということではないですが、毎日、曇りであったり雨であったり晴れだったり、温度差はかなり急激に変化をしておりますので、一概に言ってしまうとそれほど差異はないんですが、一番高い温度で34度を記録しています。それは3階の一番暑いところではありますが、例えば、その34度のときに中間の2階でしたら32度、それが新館の、今4年生が使っている一番北側の2階の教室であれば20度台ということになっています。それだけ教室によって温度差があるということがまず前提にあります、高いところでそうであります。あと大体31度、32度、33度というところになりますが、ときによって最高35度を記録しているところの、日によって、午後であるとかということもあります。

以上です。

○議長（植村ケイ子君） 辰巳光則君。

○4番（辰巳光則君） 文科省が出している学校環境衛生基準では、第1の教室等の環境に係る学校環境衛生基準の中で、教室の中は10度以上30度以下が望ましいとあります。国のほうでもできるだけ30度以下でやってくれというような感じのことを定められております。文科省に確認しましたところ、これは命令ではないと、できるだけこれに従ってやってほしいということなんですが、ただ、仮に今後、小学校1、2年生の体力のない子が教室内で多大な事故があった場合は、こういうところを持ち出されて町の責任になってくるかもわかりませんということは確認しておりますので、できるだけ早期の設置のご検討を願いたいと思います。

ちなみに、クーラー設置はどれぐらいかかるんですか、三宅小学校、もし仮に普通教室だけで考えたときに。

○議長（植村ケイ子君） 教育長。

○教育長（澤井俊一君） 以前に、議会のほうで質問が、何年か前にあったということを承知しております。そのときに教育委員会が、その当時です、試算をした額では約5,000万ぐらいという試算が出ておりました。大体ほかの市町村で、ちょっと耳に挟むところでもそれぐらいの額は聞いております。

○議長（植村ケイ子君） 辰巳光則君。

○4番（辰巳光則君） 5,000万というのはなかなか大きな数字で、町の財政を考えると、なかなか厳しい部分もあるのかなと思うんですが、過疎対策事業債等も絡めて、先ほどからも何度も言っていますが、三宅の将来を担う宝である子供たちのために、よりよい環境で勉強できるように早期の対応をしてもらいたいと思います。

では2つ目、文化ホール、何度も委員会等でも言っているんですが、一番わかりやすいのというと、近くの上牧町が平成5年度の10月にオープンしているホールを、三宅町と同じように財政難とかいろいろな状況から、平成18年度には自主事業を廃止し貸し出し事業のみとし、平成19年度には完全閉鎖しております。それから何年かたって、平成22年度、23年度のタウンミーティングの中で、地域住民の方から再オープンしてほしいという声上がり、計8回に及ぶ委員会が開催され、議論、検討を経て、平成25年3月以降は、町議会全員協議会等で5回以上に及ぶ議論、検討を重ね、閉鎖してから9年後の平成27年9月に再オープンしております。

この前、8月20日に第1回のタウンミーティングをされていましたが、実際問題、開けているけれども、住民さんが、それだけ1年間に経費がかかっているということは知らん人も多い。実際使っていない人も非常に多い中で、ああいうタウンミーティングの場とかで一度真意を問われるのもいいんじゃないかと思うんですが、その辺はどういう見解でしょうか。

○議長（植村ケイ子君） 教育長。

○教育長（澤井俊一君） タウンミーティングで真意を問うかということになりますと町の全体にかかわってくるとは思います。ちょっと、今私のほうで考えているのは、多額の税金を投入して建てられた三宅町文化ホールであります。しかも、町民の文化・芸能・教養の向上とふれあいの場として建てられております。その目的は、第一義的には、その第一義の目的としてはかなり達成しているんじゃないかというふうには思っております。

議員のご質問の中にもありましたが、平成25年度、1,400万強の支出に対して19万の収入である。28年度は650万ほどの支出に対して63万の収入である。このこともご理解をいただきたいというふうに思います。この差は、この3年、4年で800万強の縮小になっている、収支の差は。今現在、午前午後の午前を1こま、午後を1こまというふうに貸し出しをしているんですが、その午前午後を1こま1こまと数えて、休みの日を除いて1年間で600強のこま数があるんですが、その中で使用した、いろんな形で使用したのが180強であります。ということは、約3割が文化ホールの使用になっております。それは、ただし貸し出ししているというわけではなくて、修理である、点検である、町の町民集会である、いろんな活動も

全て含んでこま数だけを数えてみると3割ぐらいであると。

その大半はやっぱり町の活動であつたりとか、町の中の文化祭であるとかというような活動であります。そのことで、町民の文化・芸能の向上につながっている、これがあることでかなり役割を果たしているのではないかなというふうに私は考えております。ですから、せっかく税金を投入して文化ホールができたわけですから、我々は長く大切に使うというこのこともかなり大きな役割だろうというふうに思っています。

○議長（植村ケイ子君） 辰巳光則君。

○4番（辰巳光則君） 今の教育長の答弁も非常によくわかる部分もあるんですが、やっぱりご時世もご時世ですし、今後さらなる老朽化が進めば今以上のランニングコストがかかると思われます。三宅町公共施設等総合管理計画の中に盛り込んでみるのも一つの案だと思いますけれども、どうでしょうか。

あのどの部分ですか、もう全部言うたほうがいいんですか。

（「すみません、もう一度お願いします」と呼ぶ者あり）

○議長（植村ケイ子君） 総合計画に盛り込むというところですか。

○4番（辰巳光則君） 盛り込んで、例えばあれを潰すのか改修するのかというのを踏まえて、ちょっと考えてみるのも一つじゃないかと思うんですが。

○議長（植村ケイ子君） 町長、答弁してもらえますか。

○町長（森田浩司君） 三宅町公共施設等総合管理計画に入れたらどうかというご意見なんですけれども、もう現在作成している中で、文化ホールは計画的な修繕や改修を行い施設の長寿命化を図るということで、その中で記載させていただいております。

○議長（植村ケイ子君） 辰巳光則君。

○4番（辰巳光則君） 取り壊しとかじゃなしにあれを改修して、例えばですけれども、町のある課が入るような形とかというのもお考えなんではないでしょうか。改修してより安くとか。文化ホールは文化ホールで使う方向でやるのか、もう全く新たに一から、例えばですけれども、更地にして違う場所にある建物の中に文化ホールを入れ込むとか、そういう感じなんではないか。今おっしゃっているように、文化ホールは文化ホールとして使っていくという感じなんですか。

○議長（植村ケイ子君） 東浦部長。

○教育委員会事務局長（東浦一人君） 教育委員会としましては、文化ホールは文化ホールとして使わせていただきたいと。一定の利用も見込んでいまして、先ほど教育長からも答弁あ

りましたように、町民のほうを活用されています。ただし、定義の中で、町民の文化・芸能・教養の向上とふれあい豊かな地域づくりとともに産業振興に寄与するという目的がありますけれども、この辺の視点について、多少ちょっと施策が十分ではなかったんじゃないかなということで、その辺については産業振興ですので、教育委員会独自の判断ではできませんが、その辺の視点からやっていきたいと思うんです。

先ほど辰巳議員からご質問がありましたけれども、文化ホールを改修して使えようかということですが、これはご存じのように、文化ホールは標準設計の建物ではございません。天井も高いしホールの音響とかも考えていますので、用途変更と有効活用をするのが容易ありません。もちろんできないことはないですけども、建てかえるほどの大規模な修繕費がかかります。

それと、先ほど公共施設管理計画に入れではどうかということですが、町長からご答弁がございましたように、既に計画ができていますので、むしろ、今後、公共施設の複合施設と考える機会があると思いますので、現在の公民館、解放会館、児童館というのは、いわゆる目的別施設ということできていますので、単独の目的でそれぞれなっていますので、その辺の形態となっていますので、今後検討の中で、その中で文化ホールは存続するということで、役割、機能について考えていっていきべきかなということで検討していく必要があると考えております。

以上です。

○議長（植村ケイ子君）　ありがとうございます。

辰巳光則君。

○4番（辰巳光則君）　もらっている回答では、僕は、じゃどうやって利用頻度を上げていく、どうやって収益を上げていくんですかということを聞いているんですけども、それについてはぼやっとしか回答がなくて、若干消化不良のところはあるんですが、最後の質問としまして、単純5年間、平成24年から28年の支出が約4,684万に対して収入が205万、差し引きで、大体5年間で4,479万円がかかっているということは事実でありまして、仮に、極端な話、5年間文化ホール閉めたら三宅小学校のクーラー入れられるやんという議論等もなってくるかもわかりませんので、どちらに重きを置かれるかはよく考えてもらって、町民さん皆さんが納得できるようなお金の使い方をしてもらえたらと思います。

これで質問を終わっておきます。

○議長（植村ケイ子君）　東浦部長。

○教育委員会事務局長（東浦一人君） 具体策についてぼやっとということでおっしゃいましたが、私は回答したつもりなんですけれども。条例の設置目的等ありますように、産業に寄与するという点がございしますので、その辺について検討していきたいと考えております。

具体的にはどうなんかなんて言えば、例えば、やまと郡山城ホールとか、あるいは大きな、大ホールと小ホールを持った施設でございしますが、いろいろ活用されていますので、辰巳議員も以前からご指摘されていますけれども、もう少し催し物とか、いろいろな分を多目的にできないのかというのもおっしゃっていたのを記憶にいたしております。その分について検討していくという具体的な回答をしたつもりなんでございしますが、その辺はちょっとご理解いただきたいと思います。

以上です。

○議長（植村ケイ子君） 辰巳光則君、ご理解いただけましたか。

辰巳光則君の一般質問を終わります。

◇ 松 田 晴 光 君

○議長（植村ケイ子君） 続きまして、5番議員、松田晴光君の一般質問を許します。

松田晴光君。

○5番（松田晴光君） ただいま議長のお許しをいただきましたので、一般質問を行います。

三宅町消防団詰所について。

平成29年4月24日に三宅町消防団詰所開所式が行われ、三宅消防第1分団と三宅消防第3分団のポンプ車が新しい詰所に入庫されました。これからも住民の生命と財産を守るため、消防活動及び機能強化を図っていただける拠点としての施設の活用を行ってください。

そこで町長にお伺いします。

第1分団の詰所の土地と建物は三宅町の所有物と聞いております。また、第3分団の詰所の土地は鏡作神社、建物は三宅町の所有物と聞いておりますが、それぞれの土地と建物は、今後どのように利活用されますか。

○議長（植村ケイ子君） 町長。

○町長（森田浩司君） 5番、松田議員の質問に回答いたします。

旧第3分団の詰所の土地は、議員のおっしゃるように、登記簿上、土地の所有者は鏡作神社となっておりますが、事実上は石見自治会と認識しているところでございます。

各分団の土地と建物は、今後どのように利活用されますかとの質問につきましては、今後

の町づくりにおいて、最も効果的に利活用できるよう検討をしているところでございます。

旧第3分団詰所につきましては利用目的が消滅しており、法令上は既設建物を取り壊し返還すべきところですが、平成29年7月26日付で石見自治会より要望書が提出され、今後の自治会活動の中で建物を有効活用したいとのご意向をいただいているところでございます。

以上です。

○議長（植村ケイ子君） 再質問、松田晴光君。

○5番（松田晴光君） 第1分団の利活用はまだどのようにするか決まっていないんですか。

○議長（植村ケイ子君） 総務部長。

○総務部長（岡橋正識君） 今議員おっしゃいましたように、第1分団につきましては今のところまだ未定でございます。

○議長（植村ケイ子君） 松田晴光君。

○5番（松田晴光君） 私の考えですけれども、三宅町にトイレがないため、あそこにトイレとか休憩所とかつくるという考えは、新しく建築してつくるという考えはないんですか。

○議長（植村ケイ子君） 町長。

○町長（森田浩司君） 今ご意見いただきましたけれども、利活用するに当たって、安全性であつたりとかさまざまなことを確認する必要性もありますので、今いただいたご意見を参考にしながら、また安全性など、さまざまな角度から検討してまいりたいと思います。

○議長（植村ケイ子君） 松田晴光君。

○5番（松田晴光君） その第1分団の敷地面積は何坪ほどあるんですか。

○議長（植村ケイ子君） 総務部長。

○総務部長（岡橋正識君） 失礼いたします。第1分団の建物につきましては、敷地面積は106平米となっております。建物は2階建てでございますけれども、延べ床で72平米ということで台帳に記載がございます。

以上でございます。

○議長（植村ケイ子君） 松田晴光君。

○5番（松田晴光君） 続いて、第3分団の建物は当該自治会に対して無償譲渡で提供するということですか。

○議長（植村ケイ子君） 総務部長。

○総務部長（岡橋正識君） 失礼します。先ほど町長から回答いたしましたように、自治会の要望書のほうが出ております。しかしながら、これは地方自治法等の法手続が必要でござい

ますので、今後手続も含めましての検討ということでございます。

以上です。

○議長（植村ケイ子君） 松田晴光君。

○5番（松田晴光君） その約束なのか、要望書が出ているために、約束は覚書などで、書面ですとかいう考えはあるんですか、後々もめても大変です。

○議長（植村ケイ子君） 今、要望書が出ているから検討中ということやと思いますけれども。

○5番（松田晴光君） 契約はするんでしょう、要望書が出ているから。

○議長（植村ケイ子君） 総務部長。

○総務部長（岡橋正識君） 要望書をいただいております。それに従いまして、こういった契約というのが結べるかというところがあるんですけれども、当然契約ですので書面は交わすのが通例でございます。

○5番（松田晴光君） 従来の第1分団と第3分団は奈良県広域消防組合磯城消防署との縁というか、つながりはもう確実に切れているんですか。

○議長（植村ケイ子君） 松田議員、ちょっとだけ。何するときは私から指名をやってから、すみません。

行けますか、総務部長、回答。切れているかどうかという、総務部長。

○総務部長（岡橋正識君） 今松田議員のご質問なんですけれども、磯城消防署とかがどのように移り変わったかということでよろしいでしょうか、はい。

平成25年度に奈良県広域消防組合が発足されておまして、それを機に、もともと磯城消防署の三宅消防団でありましたけれども、それが全て町のほうに移管されて三宅町消防団ということに変わっておりますので、全て消防団にかかわる施設でありますとかいうのは全て町に移管されたという経緯でございます。

以上でございます。

○議長（植村ケイ子君） 松田晴光君。

○5番（松田晴光君） ということは、磯城消防との縁はもう切れているということですね。

○議長（植村ケイ子君） 松田晴光君の質問、ちょっと外れているかなと思うんですけれども、どうですかというは、これは、土地と建物はどのように利活用されますかという回答は出たんじゃないですか。

○5番（松田晴光君） そうです。

○議長（植村ケイ子君） それでまだ理解できていないと、はい。

○5番（松田晴光君） 消防の縁が切れてなかったら利活用するのに後々もめてもだめですので、そういう意味でお聞きしたんです。

○議長（植村ケイ子君） 行けますか、はい。

○総務部長（岡橋正識君） すみません、先ほど回答いたしましたように、平成25年度から完全に移管されております。

○議長（植村ケイ子君） それで理解していただけますか。

○5番（松田晴光君） はい、できました。

○議長（植村ケイ子君） 再質問、ほかにありますか。

○5番（松田晴光君） はい、結構です。

○議長（植村ケイ子君） これで松田晴光君の一般質問を終わります。

◇ 森 内 哲 也 君

○議長（植村ケイ子君） 続きまして、3番議員、森内哲也君の一般質問を許します。

森内哲也君。

○3番（森内哲也君） ただいま議長よりお許しをいただきましたので、一般質問をさせていただきます。

再質問は自席からさせていただきます。

変革、変わったことについてということで。町長が森田町長にかわられておよそ1年がたちました。そこで、振り返る意味も込めて、新しく取り組まれた、始められた施策と取りやめた施策を明示していただけたらと思います。取りやめた施策に関しては、やめたことにかわるものは今後考えておられるのかもお示しいただけたらと思います。

私のほうで把握しているやめられた事業というのは、京奈和道沿線三宅インター付近の花壇の整備、あざさ広場、融観寺の前、伴堂の整備の事業、あとは企画課が行っていた小学生を対象にした夏休みの宿題か何かと思いますが、三宅の絵ですか、募集の事業なんかがやめられたのではないかと考えています。

以上です。

○議長（植村ケイ子君） 町長。

○町長（森田浩司君） 2番、森内議員のご質問の変革についての回答させていただきます。

まず、既に本年3月議会の予算審査特別委員会でもご説明いただいたとおり、新しく平成29年度より取り組む主な施策は、子ども子育て支援施策の拡充として産前産後サポート事業、

小学校ではアレルギー対策や特別支援教育にかかわる講師の配置を、さらに祝祭日のごみ収集とともに高齢者や障害者への施策として安心・見守り収集を10月より実施する予定であり、その他、複合施設整備事業などとなります。

次に、取りやめた主な施策につきましては、みやけママ・パパ子育て応援隊事業、太子道観光拠点広場整備事業、環境にやさしい町エコ事業、三宅町観光業務促進事業となりますが、一部の事業については、新たにみやけパパスクールの開講やタウンプロモーション事業のように集約したり手法を変えて事業展開を行っております。

いずれの事業につきましても、時代的使命を終えたと思われるものや費用対効果の観点から見直しが必要と判断し、新年度事業においては、今まで以上に無駄を省きながらより効率的に行政運営を図れるよう、真に必要な施策に予算を選択し集中したものであります。

現在、町では総合計画を策定しており、昨年度に策定した基本構想の中で、まちの歩むべき方向性として施策の大綱を定めておりますが、全ての事業は必ずこの施策の大綱を実現するための施策であり、今後の施策展開も本大綱を意識し進めていかなければならないものであると考えます。

今回、森内議員からはそれぞれの施策の現状からスクラップ・アンド・ビルドの必要性とともに、事業の見直しをする過程の重要性をご指摘いただいているものと感じておりますが、今後も時代の変化に応じて変わる住民ニーズを的確に把握し、住民サービスが停滞したり行政機能が混乱しないよう行政の継続性も重要視しながら、町づくりを進めていくための羅針盤である総合計画をもとに、施策の実用性や効率性を判断する中、私の思いを職員に伝え、行政運営を進めてまいりたいと考えています。

以上です。

○議長（植村ケイ子君） 森内哲也君、再質問。

○3番（森内哲也君） 回答ありがとうございます。

今、横文字、スクラップ・アンド・ビルドとかいうような言葉出ていましたが、一回見直して壊して——スクラップして、また新たによいものをビルド——つくり上げる、そういうことだと思います。

今回、ここに上げていただいているみやけママ・パパ子育て応援隊事業、太子道観光拠点広場整備事業、観光にやさしい町エコ事業、三宅町観光業務促進事業をやめたというふうにちょっと挙げていただいておりますが、スクラップしてもうやめてしまう、時代おくれなのということも当然あるかと思いますが、これが新たにビルド、つくられてこう変わっている

んでとあれば、ちょっと説明いただけたらと思います。

○議長（植村ケイ子君） はい、どうぞ。

○みやけイノベーション推進部長（森本典秀君） 失礼します。今、森内議員からおっしゃった事業、それぞれ新年度におきましては、時代的な流れとともに費用対効果を勘案しながら取りやめたものでございます。

かわる事業、はっきりとこれがこれにかわるというものでもないんですが、町長から回答がありましたように、みやけパパスクールというのも開講しておりますし、タウンプロモーション事業につきましても、今までは三宅町観光業務促進事業ということで行っていたのですが、恋人の聖地事業等もあわせまして、従来から行ったタウンプロモーション事業という観光資源を生かして地域の魅力を発信するという、地域の活性化に図る事業としまして集約して実施をしたりしております。

以上です。

○議長（植村ケイ子君） 森内哲也君。

○3番（森内哲也君） ありがとうございます。

それでは、ちょっと私のほうで把握しているやめられた事業を、せっかくなので、なぜかというのをちょっと聞きたいなと。PDCAサイクルみたいな話も出てくるんで、最後のチェックの部分でもうやめておこうとなったのでやめたということだと思いますけれども。

京奈和道沿線三宅インター付近の花壇の整備の事業、これは多分やめられた事業だと思います。私が議員をしているときにやられた事業で、町長はまだ議員だった、志野さんのときの話かなと思いますけれども。何か説明を受けたときは、インターからおりてきた付近で、花で三宅町ようこそというような花文字というんでしょうか、そんなのをつくって歓迎するつもりなんですというようなことを聞いたと思うんですが、それは本当に実現できた事業だったんでしょうか。

○議長（植村ケイ子君） 町長。

○町長（森田浩司君） この事業におきましては、実現の可能性ということではなく、職員がやはり水をやりに毎日行かなければいけないであったり、光熱水費の問題もありましたので、費用対効果の観点や業務の観点から取りやめをさせていただきました。

○議長（植村ケイ子君） 森内哲也君。

○3番（森内哲也君） そうですね。説明を受けたときも維持費どうするねん、結構かかるんじゃないかというような説明も確かにありました。ただ、何かおりてきたら花で文字書いて

あって、三宅町いいやんと思わないこともないので、いいかなと思って賛成したという記憶もあるんです。

本当に花が植えてあって文字が見えたのかというところをちょっと聞きたかったんですが、多分、高さ的にちょっとしんどかったんじゃないかと思うんです。だから、それに関しては、プランを練るときとかに、ちょっとこれ見えませんでと、いい案ですけどもとか、あるいはかさ上げして見えるようにしましょうとかという、プランをつくるときのプランが甘かったんではないかという反省です。そういうところがちゃんと出てきていたのか。あるいは、逆にプランをつくられるときに、これはちょっと見えませんよという職員さんからアイデア出されたところに質問というんですか、アイデアはいいですけどもしんどいですみたいなやりとりあったのかというのがすごく気になっているんですが、いかがでしょうか。

○議長（植村ケイ子君） 町長。

○町長（森田浩司君） 事業を起こす上で内部での議論というのは、今現在ですけども、しっかりと全員で議論をしながら、本当に可能であるかなどの取り組みというか、全員での意見交換というのをさせていただいています。その中でも新規事業につきまして、イノベーション政策推進会議のほうで全部長出ていただいて、しっかりと議論しながら採用するのかどうか、またどのように進めていけば効果的であるかなど、今しっかりと内部で会議をするようにもしております。

○議長（植村ケイ子君） 森内哲也君。

○3番（森内哲也君） これは森田さんなられる前の事業なんで、森田町長から回答今いただきましたが、職員さんのほうで、ちょっと無理があるでというふうに知っておいてもらわなあかんかったと違うかなと思っているんで、先ほど回答のほうにも、町長思いを伝えてとあったんですが、当然、しっかり職員さんが思い受けとめて、逆に、これちょっとしんどいですとあれば町長も確かに受けとめていただいて、その辺の信頼関係なり、今ちゃんと事業を相談してやっていますよということで回答いただいたんやけれども、本当にそこはきっちりしていただけたらなという思いです。

次、移ります。

あざさ広場の事業。これは融観寺、伴堂の万葉歌碑のある角のところだと思いますが、あそこの今砂利敷いてあって、ちょっと太子道来られる方とかには格好悪いん違うかな、整備しようかなということだったと思うんですが、これはそれにかわるようなこと、先日も観光ということでタウンミーティングしていただきまして、いろいろ課題はあると思いますけれ

ども、ああいう機会いいかなと思っています。そのときもテーマが観光であったので、何かそれにかわる施策、あるいは全体的に見た考え、何かあればお答えいただけたらなと思います。

○議長（植村ケイ子君） 町長。

○町長（森田浩司君） この事業に関しましては、やはり私も多くの方が来られていて踊られているのを現場で見させていただきました。その中で、道で見ていただくなど危険なところもありましたので、そういったところではなく、安心して楽しんでいただける場所はほかはないのかなどの検討が必要だと思ひまして取りやめをさせていただきました。

この事業にかわるものとはということですけれども、先日のタウンミーティングでもお話しさせていただいたように、三宅町の資源をしっかりと集約した中で、まとめて発信していく中で、ばらばらと今なっているのが現状だと思います。そこを戦略的にどう発信していけばいいのかというのを、今後皆さんのご意見もいただきながら、しっかりと検討をしてまいりたいと考えております。

○議長（植村ケイ子君） 森内哲也君。

○3番（森内哲也君） ありがとうございます。やはり発信していく、大事だと思います。

もう一つ、私のほうで把握していた企画課が行っていた小学生の夏休みの課題か何かだったと思うんですけれども、絵の募集も中止されたということで聞いています。ただ、私のほう、これは、やられたのはちょっと議員になる前だったかと思うので目的がはっきりとはわからないんですが、企画課がされているということで、多分みやびいかな、キャラクターをみんなに知ってもらうのが目的だったんじゃないかなと思っているんですけれども、この辺いかがでしょうか。

○議長（植村ケイ子君） 森本部長。

○みやけイノベーション推進部長（森本典秀君） すみません、この事業につきましては、平成26年、町制40周年の記念事業から始まったものだと思います。3年間事業がされたのですが、目的は、今おっしゃるように、町の花であるあざさの花です、その普及啓発ということが、町内でも普及できるようにということでされたというのを聞いています。

今のところ、施策の優先度や、町としてはちょっと使命を終えたのじゃないかということで事業化はされなかったと聞いていますが、引き続きふるさと三宅創生事業としまして、マスコットキャラクター等、町のプロモーション事業を実施しているところでございます。

これからもボランティア団体でありますあざさの花普及推進部会とともに連携しながら、

お互いに協働してあざさの花の普及に努めてまいりたいと考えております。

○議長（植村ケイ子君） 森内哲也君。

○3番（森内哲也君） ありがとうございます。

そういうことで、普及のためにやったんですよとか、町制40周年でちょっと記念的にやりましたということであれば、目的達成したんでやめてもいいのかなというふうには思うんですが、やめる際のときの説明は、何か同じ子ばかりが賞をとって公平性に欠けるというような説明だったんで、ちょっとうやむやとしていたんです。

先ほどのときもそうなんです、やはり目的とかはっきりしてもらって事業をやっていないと、なかなか職員さんのところにトップの思い度が通じないとかということが起こりますので、さっき、町長からの一番初め回答に、私の思いを職員さんにしっかり伝えて行政運営していきますと。計画、基本構想があつて、基本計画があつて、それにのっとってやりますよということなので、ぜひ、私ら議員は4年でいなくなるかもしれない。町長もいなくなるかもしれない。でも、やっぱり三宅をよくしたいという思いは継続していくように、町長のほうには思いをやっぱり伝えてもらって、それなりに応えるように職員さんも動いていただけたらなという思いを持って一般質問を締めさせていただきます。

○議長（植村ケイ子君） 森内哲也君の一般質問を終わります。

◇ 池 田 年 夫 君

○議長（植村ケイ子君） 続きまして、9番議員、池田年夫君の一般質問を許します。

池田年夫君。

○9番（池田年夫君） 議長の許しがありましたので、一般質問を行います。

6月議会で、私は、来年度国民健康保険の運営が県と市町村の両方で行われることから、三宅町の国民健康保険の実態について聞きました。答弁でわかったことは、国民健康保険は社会保障の一部との認識であるとの部長答弁をいただきました。町長の認識はどうか伺います。

三宅町の国民健康保険の保険者は、平成28年度1,266世帯で、1年間の所得が200万円以下の世帯が84.5%を占め1,890人の保険者です。で、78.1%を示しています。そして1世帯平均の税額は12万6,899円で、滞納世帯も45世帯あるということがわかりました。短期保険証の発行も6月1日現在30世帯、72人もあることがわかりました。

このような状態の中で、国民健康保険を県単一化し、6年後には国民健康保険税を奈良県

統一するとなれば、三宅町健康保険税はどのようになりますか、町長の所見を伺います。

持続可能な医療保険制度を構築するための国民健康保険等の一部を改正する法律案の概要では、保険税を県で統一しなければならないとは決まっていないと思いますが、町長の所見を伺います。

次に、災害に対する避難所についてであります。

5号台風が来る前から、九州や東北、北陸などで豪雨災害が今年も発生いたしました。8月7日の5号台風で、三宅町も各自治会へ避難所の開設をお願いしたいと連絡がありました。災害対策は起きる前の準備、起きた瞬間に命を守る、避難所生活と復興の3点が今までの災害が起きたところの教訓です。町の避難所の準備はどのようになっているのでしょうか、町長の所見を伺います。

以上で一般質問を終わりますが、答弁によっては自席から再質問をさせていただきます。

○議長（植村ケイ子君） 町長。

○町長（森田浩司君） 9番、池田議員の質問に回答いたします。

まず、1点目についてですが、国民健康保険は社会保障の一部であり国民皆保険の最後の砦であるという認識のもと、同時に相互扶助で成り立っている制度であり、被保険者の皆様にはこの制度を維持するために保険税を公平に負担していただくことが必要であると考えているところです。

2点目の県単位化後の保険税の統一についてですが、平成28年度、29年度において、本町の国保会計は、医療費の増加により実質的な歳出が歳入を上回る状況にあり、基金と繰越金で黒字を確保している状況であります。この状況が続きますと、保険税の大幅な増額なしでは財政運営が困難になりますが、県単位化は長期的な計画により国保財政の安定化、健全化を図るものであります。

県全体が同じ保険税になることについては、奈良県全体の市町村の合意を得て目指しているものであります。確かに法定化されたものではありませんが、医療費水準により保険税が増減する制度では、本町のような小さな保険者は高額な医療が多く出た場合に財政破綻の危機にさらされることになります。その危険性を回避するための制度であると同時に、市町村間の相互扶助の仕組みであると考えます。

続きまして、2点目の災害避難所対策についてですが、まず、議員のご質問にありました台風5号における避難所開設について各自治会に依頼があったとのことにつきましては、台風接近に伴い、自主避難を申し出られる住民への対応としてあらかじめお願いをしたもので

あることをご理解いただけたらと思います。また、17日から18日深夜にかけての台風18号接近においても同様のご依頼をいたしております。

台風接近に伴う行政対応としては、職員7名による予備動員体制をとり、河川の水位や気象警報などの情報収集や巡視、県や消防団を初め関係機関との連携などにより警戒に当たりましたが、避難準備情報等を発する事態には至らず、大きな災害の発生報告もございませんでした。

開会挨拶でも触れさせていただきましたが、12日早朝の大雨においても予備動員体制の職員の参集を行い、引き続き水防・防災の担当により警戒、巡視、浸水対策への対応を行ったところでございます。

災害時における避難計画等につきましては、平成27年3月策定の三宅町地域防災計画において、災害時における避難場所の開設について、現に被害を受けるおそれのある者で、避難しなければならない者を一時的収容し保護するために避難所を開設すると定めています。

本計画の中で指定している避難場所としては、広域避難所として三宅小学校を指定しています。また一時避難場所としては小柳分館、人権センター、県立高等技術専門校、式下中学校、東屏風体育館を指定しており、総合センターにつきましては現在閉館中であることから、但馬分館及び上但馬老人憩いの家に変更しております。また、福祉避難所として保健福祉施設あざさ苑、三宅幼稚園を位置づけております。

三宅町地域防災計画につきましては、水防法の改正に伴い、国が管理する大和川、奈良県が管理する1級河川の洪水を対象として避難勧告の発令等のタイムラインが整備され、既にこれに沿った水防マニュアルを改定し運用を行っているところでございます。

今後の課題としては、風水害や地震など、災害区分に応じた避難場所の見直しや、安全な避難経路の明記等、本計画において全体見直しを行うため、国や県の災害対策の法令改正や洪水対策や地震に関する情報を収集しているところでございます。

また、9月号広報誌の折り込みには河川情報、避難情報に関するチラシを作成し、町から発信する避難情報の伝達と避難行動の目安について改めて周知を行ったところでございます。

今後も災害が発生するおそれがある場合、行政の役割として迅速かつ正確な情報伝達を行ってまいります。

○議長（植村ケイ子君） 池田年夫君、再質問。

○9番（池田年夫君） まず、今答弁の中で、健康保険は社会保障の一部であり国民皆保険の最後の砦であるという認識のもと、同時に相互扶助で成り立っている制度でありという答弁

がありました。しかし、この社会保障という認識について広辞苑では、社会保障上、国民が遭遇する事故や災害などによる損害の補償及び生活の保障を目的とするものの強制保険。通常、保険料は国家と事業主、従業員の共同負担というふうになっているというふうに広辞苑では書かれています。相互扶助という考え方もありますけれども、住民の生命を守るという認識の上に立って行政が当たっていくということが、この社会保障という観点からの考えではないでしょうか。もう1点、その点について答弁をお願いいたします。

○議長（植村ケイ子君） 中田部長。

○住民福祉部長（中田 進君） 再質問について答弁をいたします。

国民健康保険は保険であり、被保険者の応能・応益を考慮して保険税を決定するものであります。この保険税をどうしても負担できない事情がある場合は減免の制度を利用させていただくということも可能であります。また、その事情が長期化して解決策が見出せない場合には、他の生活扶助等利用させていただく、他の社会保障制度も選択肢に入れていただくことも必要かと考えております。

以上です。

○議長（植村ケイ子君） 池田年夫君。

○9番（池田年夫君） 僕の質問と若干違うというふうに思うんですけども、社会保障の認識について、町として、住民の生命を第一に考えるという点から行政として当たっていただきたいというふうに思うわけであります。

次に、県が示した保険税額の増額の見込みとその計算式について明示を求めます。

○議長（植村ケイ子君） 中田部長。

○住民福祉部長（中田 進君） 現時点におきましては、国の交付金の額について未確定であります。また、この交付金については影響額も大きいことから、具体的な納付金の額や確定した計算式は現在のところ示されておりません。

以上でございます。

○議長（植村ケイ子君） 池田年夫君。

○9番（池田年夫君） 示されていないということですが、インターネットで県の国民健康保険のところを見れば、ことしの春に、具体的にこういう計算方式になりますよということを明示しているんで、具体的にそれに基づいて町としても試算しておられると思うんです。そのことについても実際に計算した場合にどのようになるのかいうことを明らかにする必要があるんじゃないかというふうに思います。

そして、この保険税額の決定権者でありますけれども、これについては県なのか町なのか明らかにしてもらいたいと思います。

○議長（植村ケイ子君） 中田部長。

○住民福祉部長（中田 進君） 確定した計算式が示されれば遅滞なくそのように対応はしてまいりたいと考えております。

それから、保険税額の決定権者は県、町のどちらですかというご質問でございますが、国民健康保険法により、保険税率を決定し賦課するのは町と定められております。

以上でございます。

○議長（植村ケイ子君） 池田年夫君。

○9番（池田年夫君） 今の国民健康保険税について、県のほうから標準課税額というのが下ろされてきて、町のほうでそれを検討してそれぞれ税額を決めるということになっているというふうに理解します。

それで、国民健康保険税が単一化されて、6年目には保険税を統一するという県の方針であります。もし、三宅町が単一化に反対したらどういうことになるか、また、抜けた場合にはその罰則等があるのでしょうか。

○議長（植村ケイ子君） 中田部長。

○住民福祉部長（中田 進君） 来年、つまり平成30年4月1日施行の改正された国民健康保険法第82条の2第6項において、県は市町村長の意見を聞いて都道府県国民健康保険運営方針を定めるものと規定されております。同じく8項においては、市町村は運営方針を踏まえた上、国民健康保険の実施に努めるものと規定されております。運営方針と異なる方法で運営するということは法に抵触するものであると考えます。

なお、罰則につきましては、都道府県の条例、要綱等が未確定でございますので回答はいたしかねます。

以上でございます。

○議長（植村ケイ子君） 池田年夫君、理解できますか。

○9番（池田年夫君） 県の単一化について、三宅町が抜けた場合、それについての罰則はないということですので、もうちょっと住民の立場に立って、保険料についても考えていく必要があるのではないかというふうに思います。それで、単一化によって、6年後には保険税が値上げされることになります。財政負担によって住民が苦しむということにもなるわけがあります。

憲法25条で、生存権、国の社会使命というところで、まず1つ目に、全ての国民は健康で文化的な最低限度の生活を営む権利を有する。2つ目には、国は、すべての生活部面について、社会福祉、社会保障及び公衆衛生の向上及び増進に努めなければならないというふうに定めています。社会保障の精神に反するということになるのではないのでしょうか。保険税が値上がりになって、実際に払われないという人たちが多く出てくるとした場合に、こういう社会保障という精神に反するということではないかというふうに思いますけれども、いかがでしょうか。

○議長（植村ケイ子君） 部長。

○住民福祉部長（中田 進君） 最初の質問においても答弁をさせていただきましたが、社会保障は国民健康保険だけではありません。国保税の納付が困難な方につきましては納付相談等をさせていただき、分納、減免、それから社会保険への加入、その他生活扶助の可能性についても相談者の方と検討するなど対応させていただいております。今後もこういった相談等の活動は続けていきたいと考えております。

以上です。

○議長（植村ケイ子君） 池田年夫君。

○9番（池田年夫君） 次に、災害の問題についてお尋ねします。

先日も台風のとくに、東屏風の場合、体育館に自主防災会のほうで毛布とブルーシートを用意しましたけれども、町としても避難所が開設された場合の準備をしておく必要があるのではないかというふうに思います。

本年は、大規模災害が年中行事のように全国各地で起こっているわけであります。過去の経験を蓄積し、諸外国の事例などにも学んで住民本位の避難所をつくるということが町の課題ではないかというふうに思います。最低、トイレとか高齢者や弱者が使う段ボールのベッドなどを準備する必要があるのではないかというふうに思うんですけれども、いかがでしょうか。

○議長（植村ケイ子君） 総務部長。

○総務部長（岡橋正識君） 今、議員のご質問なんですけれども、災害備蓄品につきましては、災害に備えまして食料並びに毛布でありますとか、必要な、今段ボールとおっしゃいましたけれども、避難所生活での仕切りになりますけれども、そういった備品のほうは一定量必ず備蓄するようにしております。

○議長（植村ケイ子君） 池田年夫君。

○9番（池田年夫君） 一定量各自治会等に配られているというふうに思うんですけれども、実際に簡易トイレだとか、あるいはベッドとかそういう分についての、段ボールの購入とか、そういうあれはないというふうに思うんですけれども、いかがでしょうか。

○議長（植村ケイ子君） 岡橋総務部長。

○総務部長（岡橋正識君） 自治会のほうでは、自主防災会のほうで備蓄等もお願いしているところでございます。町といたしましては、主に三宅小学校の校舎をお借りいたしまして、今言われました避難生活に必要な備品につきましては保管をいたしております。

○議長（植村ケイ子君） 池田年夫君。

○9番（池田年夫君） 小学校のほうでそういう準備はされているということなんですけれども、各大字の一時避難場所にもそういうものを準備して、実際にそこで避難所を開設するというときになって、すぐにそういうものが使えるようにしておくというのが災害に対する避難所を開いたときの心得ではないかと思うんですけれども。

○議長（植村ケイ子君） 総務部長。

○総務部長（岡橋正識君） 今言われました一時避難所なんですけれども、地域防災計画の中では、一時避難所に一旦避難をして、先ほど申しました広域避難所であります三宅小学校のほうに避難をするという計画になっております。ですので、三宅小学校のほうに主な備品につきましては、防災備品なり備蓄品につきましては保管をしているという状況でございます。

○議長（植村ケイ子君） 池田君、ご理解いただけましたか。

これで、池田年夫君の一般質問を終わります。

◇ 衣 川 喜 憲 君

○議長（植村ケイ子君） 続きまして、6番議員、衣川喜憲君の一般質問を許します。

衣川喜憲君。

○6番（衣川喜憲君） 議長のお許しをいただきましたので、私は2点について一般質問をさせていただきます。

まず1点目が、各行政委員会、審議会などにおける女性委員の割合についてであります。

男女共同参画社会基本法や男女雇用機会均等法の観点から、特に女性の社会進出を進めることが求められております。国においても、各種審議会等における女性委員の割合を30%以上を目標に施策を進めておりますが、なかなか目標に達していないのが現状です。

ただ、本町職員においては女性の管理職の割合が高く、県内自治体において高位にあるこ

とは喜ばしいことです。ただし、本町議会では、女性議員は1人で残念な状況にあります。この施策は、行政が先陣を切って推進することが求められておりますが、本町にかかわる各種行政委員会や審議会、委員会等において、女性委員の割合はどのような状況にあるのでしょうか。

また、女性委員の割合が30%に達していない委員会等に対し、行政として何らかの指導、助言等を行っておられるのでしょうか。本町における女性施策について、町長の所見を伺います。

次に、生涯学習推進についてであります。

生涯学習推進の観点から、幼児から高齢者までの住民が、いつでもどこでも誰でもが学習を行うことができるような条件を整備することが行政の役割であると思っております。その点から、今年4月から中央公民館の土日開館が実現したことは一歩前進したことと行政の判断を評価するものです。

ところで、4月からの中央公民館の土日曜の利用者数は、以前と比べてどのように変化したのでしょうか。ただあけておくだけでは利用は進みません。何らかの施策が必要と思いますが、土日曜の利用促進施策について、教育長の所見を伺います。

以上で一般質問を終わりますが、回答によりましては自席から再質問をさせていただきます。

以上でございます。

○議長（植村ケイ子君） 町長。

○町長（森田浩司君） 6番、衣川議員の質問にお答えいたします。

平成28年4月1日に施行された女性の職業生活における活躍の推進に関する法律に基づき、女性の活躍推進の取り組みを着実に前進させるため、民間事業主や地方公共団体等が女性職員の活躍推進に向けて問題点を把握し、改善に向けて目標達成できるよう役割を定め計画することが義務づけられました。次世代育成支援を進めるに当たっても、女性の職業生活における活躍は非常にかかわりが深く重要となっています。

三宅町では、次世代育成支援に関する行動計画と女性活躍推進法に関する行動計画をあわせた三宅町特定事業主行動計画を策定し、今後、さらによりよい職場環境の整備と職員が働きやすい職場を目指してまいります。

三宅町における地方自治法第202条の3に基づく普通地方公共団体の執行機関の附属機関に占める女性の割合は、昨年度末時点において22.7%となっております。各審議会等におけ

る委員構成については、現状において、直接的に指導、助言等は行っておりませんが、男女問わず適任と思われる人材を任命しております。

しかしながら、行政課題に対して諮問や意見を聴取するための各審議会、委員会でありますから、積極的に女性委員を任命することはその役割を目標とすることも結果としてあらわれることですが、重要な施策であると認識しております。

地方分権の進展や行政に対する住民のニーズは年々増大し、かつ複雑、高度化しており、行政のさまざまな分野の政策方針決定の場に女性が参画することは多様な視点で物事が見られ、男女が共に暮らしやすい社会の実現につながります。このことから、職場内外における男女平等・男女共同参画の意識のさらなる醸成に努めてまいります。

続いての生涯学習の推進については教育長のほうからお答えさせていただきます。

○議長（植村ケイ子君） 教育長。

○教育長（澤井俊一君） それでは、生涯学習推進について、私のほうからご回答させていただきます。

平成29年4月から8月末までの中央公民館の土曜日、日曜日の利用実績は1,380人です。前年同期の1,295人よりも85人増の対前年度比106%となっています。

衣川議員の指摘にもございますように、行政の役割として、住民がいつでも誰でも利用可能な施設とするため、これまで申請により土曜日、日曜日の開館にいたしておりましたが、ことしの4月より常時の開館といたしております。今後の公民館の土曜日、日曜日の利用促進につきましては、生涯学習の視点から見れば、これまで町主導の官制的に行う事業や、学校や社会の中で意図的・組織的に行う事業ではなく、各人の自発的な意思に基づいて行う事業を期待する中で、生涯学習グループ等による利用促進について協働で取り組んでまいりたいと考えております。

さらに今後の検討課題としては、町民のニーズに応じて生涯学習講座等の土曜日、日曜日の開催も検討する必要があるかと思っております。

以上です。

○議長（植村ケイ子君） 再質問、衣川喜憲君。

○6番（衣川喜憲君） まず、各種行政委員会等における女性委員の割合で、ただいまの回答では、町においては22.7%という回答をいただきました。

随分前から、30%以上というのを国が目標として、各自治体にその30%を超すようにというような指導をしてきたと思います。実際、本町においては22%であるというところから、

その指導が達成できていないということについて、まず伺いたいと思います。それに対する認識を伺いたいと思います。

○議長（植村ケイ子君） どちら様が回答なさる、総務部長。

○総務部長（岡橋正識君） 今のご質問でございますけれども、結果といたしまして22.7%、数字が出ております。しかしながら、先ほど町長の回答でございましたように、積極的に女性委員を任命することにつきましては重要な施策と認識しております。今後、各行政委員等の任命等でございますけれども、その中ではもちろん適任である人選をすることが大事でございますけれども、女性の登用というのは重要なことやというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（植村ケイ子君） 衣川喜憲君。

○6番（衣川喜憲君） 各自治体で実際そうだろうと思う事例ですけれども、同じ人がいろんな委員会等に参加されておまして、女性が参加しているというふうに数えられますけれども、実態としては、大体同じような人があの会議、この会議、その会議というようなのが実態ではないでしょうか。それについては、本町においてはどのような状況にあるのでしょうか。

○議長（植村ケイ子君） 岡橋総務部長。

○総務部長（岡橋正識君） すみません、今、手元に資料等は持ち合わせておりませんが、今議員ご指摘のように、確かに複数の委員会、審議会におきまして、同一の方が委員になっておられるという実態のほうは把握しております。

○議長（植村ケイ子君） 衣川喜憲君。

○6番（衣川喜憲君） 委員のなり手というのがなかなか見つけにくいというのは実態があるということは認識しておりますけれども、できるだけいろんな方が発言できる場をつくっていただけるように、今後とも努力は重ねていただきたいと思います。先ほどの回答では、それぞれの委員会等について、女性の委員をやらせていただきたいというような働きかけはされていないというのが回答にありました。

やはり社会は男と女で構成されております。特に女性の意見というのはなかなか出にくいのが現実の社会です。というところからも、やっぱり行政としては女性の委員を、それいろんな方が発言をするというような場所を今後ともやっていただきたいと、指導等はされていないことですので、その趣旨を説明して、できる限り女性、それいろんな方、違った方が出ていただけるような助言等をやっていただきたいということを求めます。

30%、いろんな期待、なかなか難しいのはわかっていますが、目標としてはいつぐらいに

達成できるというのを考えられていますでしょうか。

○議長（植村ケイ子君） 岡橋総務部長。

○総務部長（岡橋正識君） すみません、いつ、具体的には、今数字のほうはお示しできないのですが、特定事業主行動計画というのを策定しておりまして、こちらで女性管理職の登用率というところですけども、こちらは32年度に30%という目標を掲げております。

○6番（衣川喜憲君） 何度も言うようにですけども、女性の委員を何とか増やしていただく努力を重ねていただきたいと。

次に、生涯学習推進に関する再質問ですが、実際、長年にわたって、恐らく私の記憶では十数年にわたって中央公民館が土日閉められていました。住民の意識としては、中央公民館は土日はあいていないというのが、もうしみ込んでいると思います。この3月ぐらいには開けますよという広報によるPRはされたと思いますけれども、実際の住民の意識は十数年にわたって閉まっていたと実態がありますので、実際多くの人はあいていることさえ知らなかった、また利用することもほとんどないという方が多いんじゃないかと思います。その点について、PRを今後どういうふうにされていくのか、まずお伺いしたいと思います。

○議長（植村ケイ子君） 教育長。

○教育長（澤井俊一君） ちょうど土曜日、日曜日が開館になって半年を迎えます。まだまだご指摘のように、住民に周知されていないのが現実だろうというふうに思っておりますが、まず、今考えておりますのは、町のホームページ等にはまだ掲載をしておりませんので、そのあたりも積極的に活用する。それと、実際には事業も土曜日、日曜日展開して、そこに来られた、参加された住民の方々が土曜日、日曜日も開いているんだと、そういうことを認識を新たにしていただける、実際にはそれを動かしながら周知をしていければというふうに考えております。

以上です。

○議長（植村ケイ子君） 衣川喜憲君。

○6番（衣川喜憲君） 各種団体の中で、土日に活用されているところがあるということは認識しております。

また、各種団体、高齢者が多いものですから、土日ではなくて平日のほうが良いという声があることもわかっておりますが、特に、これから三宅町を担っていただける若い方々、働いておられる方は土日、また夜というような学習の場が必要であると思っています。あけたから利用者がふえるというものではないということも十分わかっていまして、先ほど教育長

から今後の方向について聞かせていただきましたが、また自主活動をやっている団体にという、活用をしてもらいたいという回答もありましたが、具体的にどのような働きかけをされていくのかについて回答を求めます。

○議長（植村ケイ子君） 教育長。

○教育長（澤井俊一君） ちょっとこの機会に少しお話をさせていただきたいと思いますが、二十数年前に、私が社会教育主事をやっていたころに、21世紀は生涯学習社会が到来をする時代だというふうに、しきりに国のほうは言っておりました。そして、今、生涯学習社会を迎えました。

教育は、学びは学校教育で完結するのではなくて、人が将来にわたって学び続けるというのが生涯学習の理念であります。となりますと、生涯学習の理念からいきますと、学びの主体は一人一人であります。我々一人一人が主体となって学び続けるということ。行政は、その素材を提供したり、環境を整備することがその役割として大きなことであります。という意味では、土曜日、日曜日の開館というのは必要不可欠というふうに思っております。

ただし、土曜日、日曜日の利用者数がふえることが目的なのではなくて、私が考えるには、町民の皆様のそういう生涯学習の中身、量や質が向上していく、豊かな学びになっていくことが最大の目的であると考えております。先ほど議員もおっしゃられたように、さまざまな状況の中で、木曜日に使われてもいいですし火曜日に使われてもいいです。別に土曜日、日曜日に使うことにこだわってはおりません。それは、あけていることで町民の方々が選択をできる、生涯学習にかかわる機会がふえる、このこともすごく大きなことであろうと思います。

もう一点、視点を変えて言いますと、町が三宅町をいかにPRをしていくかという活動の中で、町外から史跡をめぐる、瓢箪山等をめぐる方々が来られます。そのときに公民館を拠点に回っていただく。この場合土曜日、日曜日が非常に多いかと思いますが、またはトイレの休憩の場所にする、そういう意味でも、この土曜日、日曜日の開館は大いに役立っている、生涯学習の中で寄与している、そういうふうに考えております。

社会教育委員会議の場であるとか、いろんな会議の場で、もちろん先ほど言いましたようにPRをしていくことはもちろんであります。単に土曜日、日曜日の利用者数がふえたかふえていないかということではなくて、より豊かな生涯学習の機会が持てる。そのことを目指したいというふうに考えております。

○議長（植村ケイ子君） 衣川喜憲君。

○6 番（衣川喜憲君） ただいま教育長から回答をいただきました。私も認識は同じだと考えております。そこで現在、土日に関員の方は何人おられるのでしょうか。

○議長（植村ケイ子君） 教育長。

○教育長（澤井俊一君） 1名でございます。

○議長（植村ケイ子君） 衣川喜憲君。

○6 番（衣川喜憲君） 1名の方は留守番をされているというのが実態だと思います。先ほども私が求め、教育長も回答の中にありましたように、やっぱり住民への学習のきっかけとして、やはり何とか教室、何とか講座というのを開くのも一つの方法ではないかと思っております。

ただし、それが何年も続くというのはまた意味が違ってきますので、1年あるいは半年続けたら、次は自主的にやってくださいというように、行政は一定の役割が終わったら手を引くというのが各自治体で行われているところでございます。

そういうことを今後考えていただけるものと思っておりますが、またもう一つ、1名いている、あるいはどなたが管理的な意味でおられるかわかりませんが、住民が学習の相談に来られた場合、回答ができるような職員を今後育てていっていただきたい。社会教育、生涯学習の相談がいろいろあると思います。そういった職員の配置についても、これは求めていきたいと思っております。その点について、今後こういった方向で、どういう計画で具体的にされていくのかの回答をお願いいたします。

○議長（植村ケイ子君） 教育長。

○教育長（澤井俊一君） 今すぐに今後の具体的な計画を述べろとおっしゃいまして、今すぐに述べることはできません。

今は、この4月から土曜日、日曜日の開館を行ったばかりであります。そのときの人員配置を終えて、とりあえず、今、土曜日、日曜日町民の方に使っていただく体制を整えたというところであります。

今、ご指摘いただいたことについては、今後いろんな場で検討してまいりたい、そのように考えております。

○議長（植村ケイ子君） 衣川喜憲君。

○6 番（衣川喜憲君） やはり29年度の予算を組み立てるときに、土日あけるんだという方針を固めたら、あけてどうするんだというところまで考えて、それに伴う予算を積み上げるとというのが本来の行政の形だと思いますが、いかがでしょうか。

○議長（植村ケイ子君） 教育長。

○教育長（澤井俊一君） おっしゃるとおりだと思いますが、現状といたしましては、土曜日、日曜日を開館すると、先ほどもおっしゃったように、長年土曜日、日曜日には閉館をしておりました。希望に即してあけていたという状況であります。使用があろうがなかろうが常時開けていくという体制が、先ほども言いましたように、いろんな意味に寄与しているというふうに私は考えております。まずは、その土曜日、日曜日をあける体制を今年度からスタートをさせたというところで、まずはスタートラインに乗ったということで、ご理解をいただきたいというふうに思います。

○議長（植村ケイ子君） 衣川喜憲君。

○6番（衣川喜憲君） 実態はわかりますけれども、実際、本町は非常におくれているという認識を持っていただきたい。他の市町村の多くは、ずっと土日、中央公民館はあいておりまして、そこでいろんな学習活動が行われているわけです。本町は今まで閉めていた。おくれを取り戻すために、これから検討したいというのでは遅いわけです。だから、先ほど述べましたように、3月予算を組むときにそこまで考えていただけなかったということは非常に残念な状況だと思います。

今後、早急にお金と人が要りますので、早急といってもなかなか難しいということも十分認識しておりますので、できるだけ早期に、より多くの住民が生涯学習ができるような実態というか、動機づけも含めてやっていただきたいと意見を述べさせていただきまして私の一般質問を終わります。

以上です。ありがとうございました。

○議長（植村ケイ子君） 衣川喜憲君の一般質問を終わります。

◇ 松 本 健 君

○議長（植村ケイ子君） 最後に、2番議員、松本 健君の一般質問を許します。

松本 健君。

○2番（松本 健君） 議長のお許しを得ましたので、一般質問を行います。

私は、住民参加による地方自治の実現を目指して日々活動していますが、その観点から、予算編成過程の見える化について、町長に質問をさせていただきたいと思います。

住民が自治に参加するようになるための一番の道は、自分たちの納めた税金がどのように使われているのかを知り、その決定にかかわること、すなわち、政策意思の形成及び予算策

定の過程に関する部分へのかかわりをつくることに尽きると考えます。

と申しますのは、三宅町一般会計、大体30億、世帯数3,000世帯。これ単純に割り算しますと1世帯当たり100万円。この100万円が高いか安いかは人それぞれでしょうが、それだけのお金を使った年間の予算であるというところです。

さて、三宅町では、例年予算策定は10月ごろから始まり、1月、2月ごろに編成を完了し、3月の議会に諮られて承認を得ます。4月以降に住民に公開をされるという流れだと思います。しかし世の中には、予算の策定過程から町民や議会に情報を提供し、オープンな場でそれに対する意見や要望を伺うということをやっている自治体もあることはご存じかと思います。

今回、参考として北海道ニセコ町での例を添付させていただきましたが、この例では、日々の住民との対話、意見交換はもちろんのことですが、毎年、予算策定に関して、10月には予算編成方針をホームページで公開、職員向け説明会を公開、11月から12月には担当課との事業ヒアリングを公開、まちづくりの懇談会を実施、1月には担当課との予算ヒアリングを公開といった流れになっております。

○議長（植村ケイ子君） 松本議員、悪いけれども、質問状のとおりに言っていただけますか。

○2番（松本 健君） 三宅町でも政策意思形成及び予算策定の過程での見える化を進めることで住民自治が進み、その結果として、三宅町が元気なまちになっていくことと思いますが、いかがでしょうか。

またあわせて、このニセコ町では、上記過程を経て編成された予算を200ページにわたる予算説明書として町民に全戸配布して、財政に関する説明責任を果たすことに努めているとのこと。

予算説明書を全戸配布すること、また町民向けに予算説明会を開催することについてもあわせてお考えをお聞かせください。

なお、再質問については自席から行わせていただきます。よろしくお願いします。

○議長（植村ケイ子君） 町長。

○町長（森田浩司君） 2番、松本議員の質問にお答えいたします。

議員ご指摘のとおり、住民の皆様が自治参加することにより、必要とされている行政サービスや町づくりに必要な意見を住民の皆様や自治会を初めとする団体より広く取り入れながら進めるべきであると考えております。先日、8月20日には観光をテーマとしたタウンミーティングを初めて開催させていただき、三宅町の魅力をどのように発信するか、三宅町の観

光資源をどのように活用するか、観光事業を進めるためには今何が必要なのかなど、町づくりに関する住民の皆様の貴重なご意見により、行政の立場として今後の町づくりに向けた施策を実施していきたいと考えております。

そこで、予算編成過程のご質問についてですが、昨年度において、三宅町総合計画基本構想を策定し、本年度においては、基本計画の策定に向け進めているところであり、おのこの関係予算については総合計画基本構想との位置づけを明確にし、住民の皆様に周知させていただく予定であります。

お示しいただいているニセコ町においては、住民自治に関するニセコ町まちづくり基本条例に基づき、行政の役割と責務である予算編成や執行のほか、コミュニティ組織や議会の役割や責務を明確化し、情報の共有化により自治の実現に取り組まれている自治体であると認識しております。

本年度より実施いたしましたタウンミーティングにつきましては、行政運営のために必要なテーマについて実施していきたいと考えており、自治会や自主防災会、商工会、ボランティア団体など、それぞれの活動に関する要望や意見を事業担当課においてお聞きし、庁内においては、議論を重ねることにより施策の決定を行い、引き続き関係団体や議会への説明を行ってまいりたいと考えております。

また、町の予算や決算については、引き続き町の広報による周知を進めるとともに、住民の皆様や関係団体との協働の町づくりを進めていきたいと考えております。

○議長（植村ケイ子君） 松本君、再質問。

○2番（松本 健君） 回答ありがとうございます。

基本的には住民の意見を広く取り入れながら進めると、協働の町づくりを進めていくというので、基本的な方向は同じというか、一緒だというふうには思うんですけども、その進め方についてちょっと再質問させていただきます。

進め方としまして、1つは対話するタイミングについて。もう一つは、その公開、対話の中身についてになりますが、まずは、公開の仕方として広報誌で公開すると。広報誌で公開するという場合、従来出てきているのは、この予算が幾らですというようなものの基本的な、全体を示すようなものが1枚、2枚というようなものになっていると思いますが、ニセコ町では、広報紙で公開する前に編成方針の説明、庁内での編成方針の、町長から各部への編成方針の説明みたいなものを公開しますというような話になっています。それから、その後、担当課と多分いろいろ切った張ったのお話をされるんでしょうけれども、というのも全て公

開というふうになっておりますが、そういうところに関しては、三宅町は、そういうことをやるという予定はございますでしょうか。

○議長（植村ケイ子君） 町長。

○町長（森田浩司君） 今、ご質問いただいた点に関しましては、今のところ検討はしておりません。また、公開すべき情報、できる情報など精査する必要もあると考えていますので、その辺は慎重に、今後ご意見いただきましたことを慎重に検討も重ねてまいりたいと思っております。

○議長（植村ケイ子君） 松本 健君。

○2番（松本 健君） はい、わかりました。

続きまして、じゃその予算編成過程は現状そういう状態ですと。予算編成が決まった段階で、決まったというかほぼフィックスした段階で、三宅町でも3月の議会では議員宛てというか、議会向けに予算審査特別委員会の資料として、各項目ごとに目的であったり、前年に比べて費用がどうなったというふうな、結構細かい詳細な資料をお示しいただいて、それで、私どもも審査させていただいておりますが、それ相当の内容のものを一般に、広報でも結構ですけれども、公開するという予定はございますでしょうか。

○議長（植村ケイ子君） 町長。

○町長（森田浩司君） 住民さん向けには予算書であったり、そういった資料、議会の承認を得た後になりますけれども、希望があればお渡しできるようには考えております。

○議長（植村ケイ子君） 松本 健君。

○2番（松本 健君） ありがとうございます。

ちょっとしつこいんですけれども、ホームページに掲載するというような予定はございますでしょうか。

○議長（植村ケイ子君） 町長。

○町長（森田浩司君） さまざまな方法を使いながら広報させていただきたいと考えております。今、ご意見としていただきますので、今後の検討材料としてご意見をいただきたいと思います。

○議長（植村ケイ子君） 松本 健君。

○2番（松本 健君） またまたしつこいんですけれども、例えば、議会のほうで、議会説明会なんかもやったりしておりますけれども、そういうところで、議員の政務活動としてそのような活動、予算内容のお話とかをさせていただくというようなことを仮にやるとした場合、

役場としてはご協力はいただけますでしょうか。

○議長（植村ケイ子君） 町長。

○町長（森田浩司君） 基本的には協力していきたいと考えております。

○議長（植村ケイ子君） 松本 健君。

○2番（松本 健君） ありがとうございます。

現状、広報誌で出ている内容よりも、いろんな方策を持ってより詳しい、皆さんにわかりやすいような内容のものをお伝えするという方向性も共通認識ができたかなというふうに考えました。もし違っていたら何か言っていただければいいんですけども。

○議長（植村ケイ子君） ほかにありますか。

○2番（松本 健君） と申しますのは、ことし、予算の審査一緒にやらせていただきましたけれども、やっぱり最終的にフィックスした、もうこれだけ、これが幾らですという内容を見るだけでははかり知れないところがある。

例えば、これはやりたかったんだけどお金がなかったんでやれなかったです。例えば、何年か前にでも、エアコンをつけようという動きはあったんだけどほかの予算と勘案して落ちました。そういった内容に関しても、やっぱり予算をチェックするという観点では、議会としてもいろいろ見る必要があるかなと。そういうのを見るためには、やっぱり終わった、フィックスした予算じゃなくて、それをこう固めていく段階でのいろんなかかわりというのが必要なというふうに今考えておる次第です。

先ほどちょっと言わせていただきましたけれども、3,000世帯で30億、1世帯当たり100万円の金額を扱った一般会計なんだという意識を住民さんも持てるようにして、執行側も、それを委ねている住民のほうも、緊張感を持った行政というのがこれから進んでいくことを期待しまして、一般質問を終わらせていただきます。

○議長（植村ケイ子君） 松本 健君の一般質問を終わります。

これをもちまして、本日の定例会に通告されました一般質問を終わります。

◎散会の宣告

○議長（植村ケイ子君） 以上で、本日の日程は全て終了しました。

なお、あす21日より26日までは各常任委員会並びに特別委員会開会のため休会とし、9月28日午前10時より再開し、特別委員会並びに各常任委員会に付託されました各議案について、委員長の報告を求めることにします。

本日はこれにて散会いたします。皆様、お疲れさまでございました。

(午後 0時02分)

平成29年9月三宅町議会第3回定例会〔第3号〕

招集の日時 平成29年9月28日木曜日午前10時00分開議

招集の場所 三宅町役場3階議会議場

出席議員名

瀬 角 清 司	松 本 健	森 内 哲 也
辰 巳 光 則	松 田 晴 光	衣 川 喜 憲
植 村 ケイ子	川 口 靖 夫	池 田 年 夫
辰 巳 勝 秀		

欠席議員数（0名）

地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の役職氏名

町 長	森 田 浩 司	副 町 長	北 野 勝 也
教 育 長	澤 井 俊 一	みやけイノベーション推進部長	森 本 典 秀
総 務 部 長	岡 橋 正 識	健康こども局長	宮 内 秀 樹
住民福祉部長	中 田 進	教育委員会事務局長	東 浦 一 人
まちづくり推進部長	江 蔵 潔 明	会 計 管 理 者	岡 本 豊 彦

本会議に職務のため出席した者の役職氏名

議会事務局長	乾 輝 男	モニター室係	中 谷 亮 一
モニター室係	西 川 仁	モニター室係	大 西 紗友子
モニター室係	小 西 魁 斗		

本日の会議に付議した事件

議事日程（別紙のとおり）

本会議の会議録署名議員氏名

8 番 議 員	川 口 靖 夫	9 番 議 員	池 田 年 夫
---------	---------	---------	---------

平成29年9月三宅町議会第3回定例会〔第3号〕

議 事 日 程

平成29年9月28日 木曜日

午 前 10時00分 再 開

日程第1 特別委員長及び常任委員長報告

(1) 決算審査特別委員会委員長報告

(2) 総務建設委員会委員長報告

(3) 福祉文教委員会委員長報告

追加日程第1 議案第47号 財産の無償譲渡について

追加日程第2 議案第48号 平成29年度三宅町国民健康保険特別会計第2回補正予算について

◎開議の宣告

○議長（植村ケイ子君） 皆さん、おはようございます。

1分ぐらい早いかなと思いますけれども、皆さんおそろいようですので、始めたいと思います。

平成29年9月三宅町議会第3回定例会を再開します。

ただいまの出席議員数は10名で定足数に達しております。

よって、議会は成立しました。これより本日の会議を開きます。

（午前 9時59分）

◎議事日程の報告

○議長（植村ケイ子君） 本日の議事日程は、お手元に配付しておりますとおりであります。

◎特別委員長及び常任委員長報告、質疑、討論、採決

○議長（植村ケイ子君） 日程第1、決算特別審査委員長及び各常任委員長の報告についてを議題とします。

去る9月20日の本会議において、決算審査特別委員会並びに常任委員会へ付託いたしました議案等について、各委員長の報告を求めます。

まず、9月21日と22日に開会されました決算審査特別委員会の報告を求めます。

決算審査特別委員会委員長、川口靖夫君。

○決算審査特別委員会委員長（川口靖夫君） 改めまして、おはようございます。決算審査特別委員会の委員長報告を行います。

去る9月13日、第3回定例会本会議において決算審査特別委員会が設置され、20日に当委員会に審査付託を受けました。平成28年度三宅町一般会計歳入歳出決算及び各特別会計歳入歳出決算並びに水道事業会計歳入歳出決算について、予算の執行が関係法令に沿って適正かつ効率的に行われたどうか、行政効果が発揮できたか、行政運営が万全に図られているかなどに視点を置き、去る21日、22日の2日間にわたり委員会を開催し、慎重に審議いたしました経過並びに結果についてご報告申し上げます。

最初に、ご承知のとおり、財政健全化法に係る健全化判断比率報告で、実質公債比率については、平成28年度より29年度は2.3%から3.7%になり、将来負担比率も25.1%と基準値を

下回り、今後の行政運営にますます期待をするところであります。

それではまず、平成28年度三宅町一般会計歳入歳出決算について、歳入決算額は37億7,135万7,818円で、歳出決算額は35億6,436万7,564円、歳入歳出差引額は2億699万254円です。

次年度へ繰り越す事業として、総合計画策定業務、個人番号カード交付事業費、総合センター除却設計委託業務、清掃車購入事業、都市計画策定業務、近鉄石見駅周辺整備事業に係る一般財源分である繰越明許繰越金2,427万8,000円と歳計剰余金繰越金1億8,271万2,254円が繰り越されています。

次に、歳入について主なものとして、町税で6億2,310万5,903円となり徴収率は99.2%、歳入決算額に占める割合は16.5%になっております。

地方譲与税及び各交付金収入では、1億3,685万1,000円で歳入決算額の3.5%であります。

地方交付税は、16億3,517万6,000円、歳入決算額の43.4%になっております。

分担金及び負担金並びに使用料及び手数料では、幼稚園保護者負担金、式下中学校普通交付税負担金を初め、町営住宅使用料、幼稚園授業料並びに指定ごみ袋売払い手数料ほか、各施設使用料を含め1億721万9,095円で歳入決算額の2.8%となっております。

国・県支出金では、児童手当交付金等、障害者自立支援給付費負担金、地方創生加速化交付金等、臨時福祉給付金事業、子ども・子育て支援交付金、子育て世帯臨時特例給付金事業、参議院議員選挙事務委託金、活力あふれる市町村応援補助金、県民税徴収事務委託金等を合わせて6億6,965万5,092円となり、歳入決算額の17.8%になっております。

財産収入では、土地売却収入、各基金利子等を合わせて1,495万2,479円となり、歳入決算額の0.4%になっております。

寄付金では、ふるさと納税として1,691万6,500円があり、歳入決算額の0.5%となっております。

繰入金並びに繰越金では、地域振興基金繰入金、前年度歳計剰余金繰越金及び繰越明許繰越金を併せて1億5,577万8,584円となり、歳入決算額の4.2%となっております。

諸収入においては、市町村振興宝くじ収益金、住宅新築資金等貸付金元利収入、職員駐車場収入、コミュニティ助成事業助成金、長寿社会づくりソフト事業費交付金等を合わせて3,692万4,612円となり、歳入決算額の1%となっております。

町債では、臨時財政対策債、一般補助施設等整備事業債、認定こども園園庭整備事業債、地方道路整備事業債、公共事業債、一般単独事業債、緊急防災減債事業債を合わせて3億

7,466万3,000円となり、歳入決算額の9.9%になっております。

次に、歳出については、予算額に対する執行率は91.9%となっており、そのうち議会費は6,582万7,506円で歳出決算額に占める割合は1.8%、総務費は企画費・徴税费等ほかで5億7,430万5,183円の16.1%の執行となっております。

民生費においては、社会福祉費、児童福祉費を含め10億4,616万5,226円の29.4%となり、衛生費は、保健衛生費、清掃費等を合わせ2億6,834万1,583円の7.5%であります。

次に、農林水産業費及び商工費は合わせて6,297万2,862円の1.7%で、土木費は、土木総務費、道路橋梁費、都市計画費、住宅費等を含め7億3,294万5,898円の20.6%となっております。

消防費については、2億9,551万4,897円の8.3%となり、教育費では、小・中学校費及び社会教育費等含め1億9,698万8,205円の5.5%であります。

公債費については元金利子も含めて3億2,130万6,204円で9.1%の執行であります。

執行された中でも主な支出の内容は、決算のあらましから、会計全体の人件費で9億3,293万4,000円となり、歳出決算額の26.2%となっております。

補助費等については、奈良県広域消防組合分担金、三宅町社会福祉協議会運営事業費補助金、国保中央病院組合負担金、シルバー人材センター運営負担金並びに式下中学校組合負担金等で3億5,553万1,000円となり、歳出決算額の10.0%となっております。

繰出金は、各特別会計への繰出金として4億5,102万1,000円となり、歳出決算額の12.6%を占めております。

また、投資的経費については、土木費や消防費等の普通決算事業費が6億2,731万5,000円となり、歳出決算額の17.6%となっております。

次に、審査経過について申し上げます。

歳出では、総務費においては、町職員の人数・人件費の抑制について、三宅町タウンプロモーション事業について、三宅町のPRについて、あざさの花啓発事業について、ふるさと納税について、地域公共交通事業についてを。

民生費においては、高齢者施設管理運営事業について、みんなでやろう！健康チャレンジ事業の効果測定について、子育て期の父親の育児参加をはじめ父親としての子育ての楽しさや地域ぐるみの子育て支援を目的としたプロジェクト事業について、学童保育事業費及び放課後児童健全育成事業費について、障害者福祉センターについて、を。

衛生費においては、ごみ減量化に向けた取り組み事業について。

農林水産業費においては、稼げる農業創出事業について、特産物推進事業について、水路改修事業について、屯倉ブランドと食の連携によるしごと創出事業について、を。

商工費においては、商工振興費に係る補助金について。

土木費においては、各工事、事業等の不用額について、既存木造耐震改修支援事業について、各公園管理委託料について。

教育費においては、奈良の木を使用した学習機の普及推進モデル事業について、学校給食調理委託事業について、学校給食地産地消促進事業補助金について、文化ホールに係る維持管理経費について、学校地域パートナーシップ事業について、教育週間事業について、地域人権学習リーダー育成事業について、文化財保護費について、おのこの質疑いたしました。

次に、歳入についての質疑としては、一般寄付金について、ふるさと納税に係る還元等ほかについての質疑を行いました。

また、今後の予算編成時における町の対応を確認し、一般会計の歳入歳出決算については、賛成多数で原案のとおり承認いたしました。

次に、平成28年度三宅町国民健康保険特別会計決算については、歳入決算額 9 億5,010万6,045円に対しまして、歳出決算額は 9 億4,931万9,861円で、実質収支は78万6,184円となった決算内容であり、本委員会は賛成多数で原案のとおり承認いたしました。

続いて、平成28年度三宅町後期高齢者医療特別会計決算につきましては、歳入決算額、1 億289万445円に対しまして、歳出決算額は 1 億279万4,245円で、実質収支額は 9 万6,200円の決算内容であり、本委員会は全員賛成で原案のとおり承認いたしました。

次に、平成28年度三宅町介護保険特別会計決算については、歳入決算額は 6 億6,250万5,761円に対しまして、歳出決算額は 6 億2,468万4,667円で、実質収支額は3,782万1,094円であり、本委員会は賛成多数で原案のとおり承認いたしました。

次に、平成28年度公共下水道事業特別会計決算については、歳入決算額は 3 億8,636万8,848円で、歳出決算額は 3 億8,622万4,848円で、歳入歳出差引額は14万4,000円となり、指定工事店等について質疑を行い、本委員会は全員賛成で原案のとおり承認いたしました。

次に、平成28年度三宅町水道事業会計決算については、収益的収入決算額 1 億8,514万5,432円に対しまして、支出決算額は 1 億5,691万5,090円で、収支差引額は2,823万342円となっております。

また、資本的収支における収入決算額は3,986万6,000円、支出決算額は6,328万4,571円で、収支差引額は2,403万7,571円の収入不足となるため、当年度分損益勘定留保資金から同額が

補填された内容であり、業務量等の区分における有収率についての質疑を行い、本委員会は全員賛成で原案のとおり承認いたしました。

以上が、当委員会に付託を受けました平成28年度各会計決算の審議経過であり、また、各種事業の費用対効果を含めた側面からも審議し、いずれも原案のとおり承認いたしましたことをご報告申し上げ、委員長報告といたします。

各委員におかれましては、何とぞよろしくご賛同いただくことをお願いいたします。

以上、報告終わります。ありがとうございました。

○議長（植村ケイ子君）　ありがとうございました。

続いて、9月25日午前9時30分より開会されました総務建設委員会の報告を求めます。

総務建設委員会委員長、辰巳光則君。

○総務建設委員会委員長（辰巳光則君）　それでは、総務建設委員会委員長報告をさせていただきます。

去る9月20日、第3回定例会本会議において、総務建設委員会に付託を受けました各議案について、25日に総務建設委員会を開催し、審議いたしました経過並びに結果についてご報告します。

まず、議案第34号　平成29年度三宅町一般会計第4回補正予算案について、歳入では、地方交付税においては、平成29年度の普通地方交付税が確定したことにより1,432万8,000円の減額が行われています。

国庫支出金では、マイナンバー関連システムの10月からの情報連携開始に伴う総合運用テストに係る国庫補助金の額が確定したため39万7,000円の増額が行われています。

繰入金では、前年度歳計剰余金繰越金確定に伴う増額により、1億8,633万6,000円の減額補正を、ふるさと納税基金繰入金では116万5,000円の増額がされています。

繰越金では、平成28年度決算額の確定に伴う繰越金1億7,271万2,000円の増額補正がされています。

諸収入では、消防団安全装備品整備等助成事業の交付決定に伴い歳出への財源充当を行うため、11万5,000円の増額補正がされています。

町債の総務債においては、まず、臨時財政対策債の発行可能額が確定したことによる741万6,000円の増額と過疎地域自立促進計画の策定に基づく過疎対策事業債の一時要望額に掲げる事業について、一般財源及び地方債から過疎対策事業債へ財源振替が行われ、過疎対策事業債で1億3,140万円を増額されています。

土木債においては、過疎債のうちハード事業の財源振替に伴い地方債の減額補正が合わせて9,440万円されています。

次に、歳出について、総務費において、過疎指定に伴う関係団体への加入負担金5万円の増額、ふるさと納税基金積立金84万円の増額がされています。

衛生費から消防費までにおいては、過疎債などの充当による財源内訳の変更によるものがあります。

次に、審査の経緯について、歳入歳出とも各部ごとに審議を行い、本委員会は賛成全員で原案のとおり承認いたしました。

次に、議案第38号 三宅町公共下水道事業特別会計第1回補正予算については、過疎指定を受けたことによる過疎対策事業債への財源振替による予算調整がされています。本委員会は賛成全員で原案のとおり承認いたしました。

次に、議案第39号 三宅町水道事業会計第1回補正予算については、現場技術監理業務に伴う委託料8,341万円の増額補正がされています。本委員会は賛成全員で原案のとおり承認いたしました。

次に、議案第40号 職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例の制定については、児童福祉法の改正による養子縁組里親の法定化及び里親に関する定義規定の再編に伴い条例の整備を行うもので、本委員会は賛成全員で原案のとおり承認いたしました。

次に、議案第41号 職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の制定については、地方公務員の育児休業等に関する法律及び育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律の一部改正に伴い、育児短時間労働ができる特別の事情を追加するため条例の一部を改正するを行うもので、本委員会は賛成全員で原案のとおり承認いたしました。

次に、議案第42号 行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例の制定については、マイナンバーを利用した情報連携の本格運用が平成29年10月から開始されることに伴い、独自利用を行うための同条例の別表に規定していた各事務事業について見直しを行うもので、本委員会は賛成全員で原案のとおり承認いたしました。

次に、議案第43号 三宅町過疎地域自立促進計画の策定については、過疎地域自立促進特別措置法の一部を改正する法律が平成29年4月1日に施行され、本町が過疎地域として公示されたことから、同法第6条第1項の規定に基づく市町村計画を定め、総務大臣、農林水産

大臣及び国土交通大臣に提出することについて議会の議決を求めることから事業計画について質疑を行い、本委員会は賛成全員で原案のとおり承認いたしました。

次に、議案第44号 三宅町道路線の認定については、伴堂地区において住宅開発行為に係る道路用地の移管を受けたことに伴い、道路法第8条第2項の規定によりこれを町道として認定を行うことについて議会の議決を求めることから、認定となった場合の維持経費について質疑を行い、本委員会は賛成全員で原案のとおり承認いたしました。

次に、議案第45号 三宅町庁舎耐震改修工事請負契約の締結については、一般競争入札を執行した同工事の請負契約の締結につき、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により議会の議決を求めるもので、入札参加者及び入札の回数等について質疑を行い、本委員会は賛成全員で原案のとおり承認いたしました。

次に、議案第46号 近鉄石見駅周辺道路整備工事（2期）請負契約の締結については、一般競争入札を執行した同工事の請負契約の締結につき、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により議会の議決を求めるもので、周辺工事の内容について質疑を行い、本委員会は賛成全員で原案のとおり承認いたしました。

次に、承認第5号（専決処分事項報告） 平成29年度三宅町一般会計第3回補正予算については、6月に発生した落雷の影響で伴堂東公民館の防災行政無線の遠隔送話機、アンプ装置等が損傷し修繕料の補正予算を行う必要が生じたが、特に緊急を要し議会を招集する時間的余裕がないことから地方自治法179条第1項の規定により専決処分をされており、本委員会は原案のとおり賛成全員で承認しました。

以上が、総務建設委員会に付託を受けました議案の審議経過であり、慎重に審査を行い、おのおの原案のとおり賛成全員で承認いたしました。また、今回、当初予算に関する経過状況について、三宅町タウンプロモーション事業について、観光資源を生かした地域の発信状況や地域の活性化に生かされているのか、また、特産物推進事業及び新規就農支援事業、屯倉ブランドと食の連携による仕事創出事業においては、町の特産物における金ゴマ、里芋の現在の収穫量や販路について、キッチンカーの利活用の現状等について、また環境衛生費、上但馬火葬場取り壊しの進捗状況、取り壊しの現状についてなど13項目にわたり質疑を行ったことをご報告申し上げ、委員長報告といたします。

○議長（植村ケイ子君） ありがとうございました。

続いて、9月26日午前9時30分より開会されました福祉文教委員会の報告を求めます。

福祉文教委員会委員長、森内哲也君。

○福祉文教委員会委員長（森内哲也君） それでは、引き続きまして福祉文教委員会の報告を行います。

去る9月20日、第3回定例会本会議において福祉文教委員会に付託を受けました各議案について、26日に福祉文教委員会を開催し、審議いたしました経過並びに結果についてご報告いたします。

議案第34号 平成29年度三宅町一般会計第4回補正予算案についてです。歳入では、分担金負担金において、養護老人ホーム入所措置に伴う徴収金として負担金36万5,000円の増額補正がされています。国庫補助金では、障害者自立支援給付支払等システム改修事業27万円が増額されています。県補助金では、平成28年度分の追加交付分として心身障害者医療費補助金37万3,000円、重度心身障害老人等医療費補助金42万円、ひとり親家庭等医療費補助金8万6,000円、これらを合わせ87万9,000円の増額補正がされています。

歳出では、民生費、社会福祉総務費で、障害者自立支援給付支払等システムの報酬改定等に係る電算事務委託料54万円の増額、平成28年度自立支援給付事業や自立支援医療費助成事業に係る対象者の死亡やサービス利用の減少等による実績額の減少による国庫及び県費補助金の超過交付額の返還金785万6,000円の増額補正がされています。老人福祉費では、老人保護措置事業に係る養護老人ホームへの入所措置1名分がふえたことから、扶助費138万円の増額補正がされています。また、高齢者福祉事業に係る低所得者保険料軽減事業の実績報告に伴う国庫、県費補助金の返還金が生じるため、3,000円の増額補正がされています。また、臨時福祉給付金給付事業において、リース契約を行っていたパソコンやサーバー機器等の返却に当たり電算データ消去処理を行う事務委託料20万6,000円の増額と同事業に係る対象者の確定に伴う事業費及び事務費の返還金845万2,000円の増額補正されています。また、児童福祉総務費では、乳幼児医療費助成事業に係る平成28年度医療費助成事業県費補助金や放課後児童健全育成事業に係る子ども子育て支援交付金の実績報告に伴う返還金3万円の増額補正がされています。

次に、教育費、学校管理費において、小学校体育館において雨漏りがあることから、屋上防水工事費29万8,000円の増額補正がされています。文化財保護費においては、過疎債の充当による財源内訳の変更によるものであります。

次に、審査の経過については、歳入歳出で、養護老人ホーム入所に係る老人保護措置事業について、臨時福祉給付金給付事業について、年金生活者等支援臨時福祉給付金給付事業について、保育所入所事務事業について、また、予算流用等の財務処理についての質疑を行い、

賛成全員で原案のとおり承認いたしました。

次に、議案第35号 平成29年度三宅町国民健康保険特別会計第1回補正予算案について、歳入は国庫支出金で保険給付費の実績額による追加交付により療養給付費等国庫負担金過年度分560万7,000円の増額補正がされ、財産収入では、国民健康保険財政調整基金の一部取り崩しに係る受取利息12万7,000円の減額補正され、繰入金では、前年度繰越金の額の確定により国保基金繰入金314万4,000円の減額補正がされ、繰越金では、前年度繰越金の額の確定により221万4,000円の減額補正がされています。

歳出では、基金積立金で、基金の運用益での受取利息を積み立てるため12万2,000円の増額補正がされており、基金繰入後の残高について質疑を行い、原案のとおり全員賛成で承認いたしました。

次に、議案第36号 平成29年度三宅町後期高齢者医療特別会計第2回補正予算案について。歳入では前年度繰越金確定による9万6,000円の増額、歳出では後期高齢者医療広域連合納付金で、前年度保険料の広域連合への負担金9万6,000円の増額補正であり、広域連合へ納付の該当者数についての質疑を行い、原案のとおり全員賛成で承認いたしました。

議案第37号 平成29年度三宅町介護保険特別会計の第1回補正予算案については、歳入では、支払基金交付金で平成28年度分の実績報告に伴う追加交付があり、介護給付費交付金15万4,000円及び地域支援事業支援交付金21万2,000円の増額補正がされ、繰入金では、介護給付費準備基金繰入金を311万3,000円減額補正され、繰越金では、決算の確定に伴う繰越金3,781万1,000円が増額補正されています。

歳出は、保険給付費において、施設介護サービス給付費では、近隣に老人保健施設が開業することから、給付費の増加が見込まれることによる499万2,000円増額されています。

また、介護サービス等諸費、介護予防サービス等諸費、その他諸費、高額介護サービス等費、特定入所者介護サービス等費、高額医療合算介護サービス等費においては、財源内訳として基金からの繰入金をそれぞれ減額し、一般財源に変更を行っています。

次に、地域支援事業費において、介護予防・生活支援サービス事業費（第1号訪問等）において給付費の増加を見込んでいるため、負担金269万円の増額補正されています。

また、諸支出金の償還金及び還付加算金では地域支援事業交付金の実績に伴う国及び県への返還金として38万2,000円の増額補正がされ、基金積立金では、前年度繰越剰余金の確定により、準備基金への積立のため2,700万円の増額補正がされており、施設介護サービス給付事業費について、増床された場所や施設名等について、また、予算の積算方法等について

の質疑を行い、原案どおり賛成全員で承認いたしました。

以上が、福祉文教委員会に付託を受けました議案の審議経過であり、慎重に審査を行い、おのおの原案のとおり承認いたしました。

また、今回、当初予算に関する経過状況について、8項目にわたり質疑を行いました。その中で、人権教育費における「地域人権リーダー育成事業」については、これまで取り組んできた事業と比べ新たな事業が加わっているのかなど、また、文化財保護費では、今年度の三宅古墳群の調査箇所の確認などを行ったことをご報告申し上げ、委員長報告といたします。

○議長（植村ケイ子君） ありがとうございます。

ただいま、各委員長の報告が終わりましたので、これより委員長報告に対し、質疑を許します。質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（植村ケイ子君） 質疑なしと認めます。質疑を終わります。

これより討論を行います。討論はありませんか。

池田議員。

○9番（池田年夫君） ただいま決算審査特別委員会委員長、総務建設常任委員会委員長、福祉文教常任委員会委員長の報告がありました。

私は、決算審査特別委員会の中で審査された三宅町平成28年度一般会計決算並びに国民健康保険会計、介護保険会計の3議案について反対の討論を行います。

平成28年度三宅町一般会計予算案は、政府の地方創生事業として三宅町でも平成27年度の補正予算案で稼げる農業創出事業（屯倉ブランドと食の連携による仕事創出事業）、みんなでやろう！健康チャレンジ事業が明許繰越ということで事業が継続されています。政府の地域創生事業は長くて5年間というものであります。地方創生という交付金を2015年末に「まち・ひと・しごと総合戦略」を閣議決定し、4つの政策目標、1として地方の雇用創出、2番目に地方への人の流れ、3番目に結婚、出産、子育て支援、4番目に町づくり、地域連携を示して、三宅町も2事業をやっています。この事業も期限が来れば国からの交付金がなくなり、今後独自に事業を継続していくのが問われるわけであります。

28年度の決算質疑でも明らかになったように、京奈和道の三宅インター側道に花壇植栽に係る事業に104万3,000円が投入されたにもかかわらず、花壇はつくられていません。また、稼げる農業創出事業（屯倉ブランドと食の連携による仕事創出事業）の中で500万円で買ったキッチンカーも買ってから1回使われただけで今後の使用も未定となっています。

教育委員会の奈良の木学習机開発・普及モデル事業も図書室に本棚と2脚の椅子と机を設置しただけで、奈良の木材を使うということはいいことではありますが、今後の事業に生かしていくという継続性もないものであります。そして、同和対策特別措置法が廃止され15年にもなるのに、県からの隣保館の補助金などいまだに続けられており、一部の地域の憩の家管理運営事業に他地域よりも委託という名のもとに多く支出されています。同和施策に終止符を打ち、終結宣言を行い、分け隔てなく住民サービスを行い、住民奉仕の自治体にしていくべきであります。

次に、国民健康保険会計、介護保険会計について、決算資料の最後のほうに掲載されておりますが、消費税の引き上げ分の地方消費税交付金（社会保障財源分）が充てられている社会保障4経費その他社会保障施策に関する経費を1昨年度から一覧にしてみますと、経費の合計も平成27年度が8億2,732万円から28年度は8億1,362万円と1,370万円の減となり、国・県の支出金も3,723万円減、市町村交付金は609万円減、反対に三宅町の一般財源からの持ち出し分が1,723万円増となっています。

国民健康保険税の現年度未済額が6月1日現在63世帯、介護保険は現年度未済額が99件、今までの滞納は242件にもなっています。国民健康保険者の年収200万円以下が80%近くある中でこれだけの滞納があるということは、保険税が高過ぎるから払えないということを示しています。さらに、来年から国保が県単位化され、激減緩和と言いながら保険税を引き上げなければならなくなり、さらに払えない世帯がふえてくるのではないのでしょうか。

以上で、三宅町平成28年度一般会計、国民健康保険特別会計、介護保険特別会計の反対討論を終わります。

他の議案については、問題ありませんので賛成といたします。

○議長（植村ケイ子君） ほかにありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（植村ケイ子君） 討論を終わります。

お諮りします。

認定第1号 平成28年度三宅町一般会計決算認定についてを採決したいと思います。

採決は起立で行います。

本件は、委員長の報告のとおり認定することに賛成諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（植村ケイ子君） 起立多数と認めます。

よって、本件は可決することに決定しました。

お諮りします。

認定第2号 平成28年度三宅町国民健康保険特別会計決算認定についてを採決します。

本件は委員長の報告のとおり認定することに賛成諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長(植村ケイ子君) 起立多数と認めます。

よって、本件は可決することに決定しました。

お諮りします。

認定第3号 平成28年度三宅町後期高齢者医療特別会計決算認定についてを採決します。

本件は委員長の報告のとおり認定することに賛成諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長(植村ケイ子君) 起立全員と認めます。

よって、本件は可決することに決定しました。

お諮りします。

認定第4号 平成28年度三宅町介護保険特別会計決算認定についてを採決します。

本件は委員長の報告のとおり認定することに賛成諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長(植村ケイ子君) 起立多数と認めます。

よって、本件は可決することに決定しました。

お諮りします。

認定第5号 平成28年度三宅町公共下水道事業特別会計決算認定についてより認定第6号
平成28年度三宅町水道事業会計決算認定についてまでの2件を採決します。

採決は起立で行います。

本2件は、委員長の報告のとおり認定することに賛成諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長(植村ケイ子君) 起立全員と認めます。

よって、本2件は可決することに決定しました。

お諮りします。

議案第34号 平成29年度三宅町一般会計第4回補正予算についてを採決します。

本件は各委員長の報告のとおり可決することに賛成諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長（植村ケイ子君） 起立全員と認めます。

よって、本件は可決することに決定しました。

お諮りします。

議案第35号 平成29年度三宅町国民健康保険特別会計第1回補正予算についてを採決します。

本件は委員長の報告のとおり可決することに賛成諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長（植村ケイ子君） 起立全員と認めます。

よって、本件は可決することに決定しました。

お諮りします。

議案第36号 平成29年度三宅町後期高齢者医療特別会計第2回補正予算についてを採決します。

本件は委員長の報告のとおり可決することに賛成諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長（植村ケイ子君） 起立全員と認めます。

よって、本件は可決することに決定しました。

お諮りします。

議案第37号 平成29年度三宅町介護保険特別会計第1回補正予算についてを採決します。

本件は委員長の報告のとおり可決することに賛成諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長（植村ケイ子君） 起立全員と認めます。

よって、本件は可決することに決定しました。

お諮りします。

議案第38号 平成29年度三宅町公共下水道事業会計第1回補正予算についてより議案第39号 平成29年度三宅町水道事業会計第1回補正予算についてまでの2件を採決します。

本2件は委員長の報告のとおり可決することに賛成諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長（植村ケイ子君） 起立全員と認めます。

よって、本2件は可決することに決定しました。

お諮りします。

議案第40号 職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例の制定について
より議案第41号 職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の制定についてまでの2件を採決します。

本2件は委員長の報告のとおり可決することに賛成諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長(植村ケイ子君) 起立全員と認めます。

本2件は可決することに決定しました。

お諮りします。

議案第42号 行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを採決します。

本件は委員長の報告のとおり可決することに賛成諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長(植村ケイ子君) 起立全員と認めます。

よって、本件は可決することに決定しました。

お諮りします。

議案第43号 三宅町過疎地域自立促進計画の策定についてを採決します。

本件は委員長の報告のとおり可決することに賛成諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長(植村ケイ子君) 起立全員と認めます。

よって、本件は可決することに決定しました。

お諮りします。

議案第44号 三宅町道路線の認定についてを採決します。

本件は委員長の報告のとおり可決することに賛成諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長(植村ケイ子君) 起立全員と認めます。

よって、本件は可決することに決定しました。

お諮りします。

議案第45号 三宅町庁舎耐震改修工事請負契約の締結についてより議案第46号 近鉄石見駅周辺道路等整備工事(2期)請負契約の締結についてまでの2件を採決します。

本2件は委員長の報告のとおり可決することに賛成諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長(植村ケイ子君) 起立全員と認めます。

よって、本2件は可決することに決定しました。

お諮りします。

承認第5号 (専決処分事項報告) 平成29年度三宅町一般会計第3回補正予算についてを採決します。

本件は各委員長の報告のとおり可決することに賛成諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長(植村ケイ子君) 起立全員と認めます。

よって、本件は可決することに決定しました。

◎追加議案の上程

○議長(植村ケイ子君) お諮りします。

本日の議事日程に追加議案2件を上程したいと思います。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(植村ケイ子君) 異議なしと認めます。

よって、議案を追加することに決定しました。

追加の議案を配付いたします。しばらくお待ちください。

(議案配付)

○議長(植村ケイ子君) 配付漏れはございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

◎議案第47号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長(植村ケイ子君) 追加日程第1、議案47号 財産の無償譲渡についてを議題とし、森田町長より説明を求めます。

森田町長。

○町長(森田浩司君) 本日、追加議案として提出いたしました追加日程第1、議案第47号 財産の無償譲渡についてご説明をいたします。

対象となる財産は旧三宅町消防団第3分団消防ポンプ器具庫であります。現状において消

防団消防ポンプ器具庫、いわゆる消防団詰所は第1分団と第3分団を統合した新施設での運用を開始しており、旧三宅町消防団第3分団消防ポンプ器具庫はその利用目的が消滅しているところでございます。

当該建物敷地の権利は石見自治会が有していることから、法令上は既存建物を撤去し返還すべきところですが、石見自治会の当該建物を自治会活動に利用したいとの意向を踏まえ、地元自治会の自主的・自立的な活動を支援するため当該建物を無償譲渡することについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第6号の規定により、議会の議決を賜りたく本議案を提出するものであります。

何とぞ慎重審議賜り、ご可決いただきますようお願い申し上げ、提案理由の説明を終わります。

○議長（植村ケイ子君） ただいま町長の説明が終わりましたので、質疑に入ります、質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（植村ケイ子君） 質疑なしと認めます。質疑は終結します。

これより討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（植村ケイ子君） 討論なしと認めます。討論は終わります。

お諮りします。

追加日程第1、議案第47号 財産の無償譲渡についてを採決します。

採決は起立で行います。

本件を、原案のとおり可決することに賛成諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（植村ケイ子君） 起立全員と認めます。

よって、本件は可決することに決定しました。

◎議案第48号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（植村ケイ子君） 追加日程第2、議案第48号 平成29年度三宅町国民健康保険特別会計第2回補正予算についてを議題とし、森田町長より説明を求めます。

森田町長。

○町長（森田浩司君） 追加日程第2、議案第48号 三宅町国民健康保険特別会計第2回補正

予算についてご説明いたします。

本議案におきましては、議案第35号 三宅町国民健康保険特別会計第1回補正予算の提出後に急遽必要が生じたものでございます。本日、追加議案をもって提出することになりましたが、ご理解を賜りますようお願いを申し上げます。

それでは補正予算書の2ページ下段をごらんください。

3、歳出のみの説明でございます。

款1総務費、項1総務管理費、目1一般管理費では国民健康保険の事務処理において高齢者受給者証や納付書の印刷を行っている大型連帳プリンターの保守期間終了に伴い当初予算において外注の委託料を計上しておりましたが、今年度はこのプリンターの補修部品の調達ができただけ継続使用が可能となり、同委託料の執行が不要となったため、電算事務委託料64万8,000円を減額するものであります。

次に、款10諸支出金、項1償還金及び還付加算金、目1一般被保険者保険税還付金では、一般被保険者において過年度の複数年分にわたり遡及して社会保険への加入・所得額の大きな減額更正が発生し国民健康保険税が減額されたため、既に納付済みの税額について至急に還付を行わなければなりません。当初予算計上に想定していた以上の多額な還付額となることから、償還金利子及び割引料で64万8,000円を増額するものであります。

なお、今回の補正額は、歳出において既定の予算の範囲で行っており、予算総額そのものの変動はございません。

何とぞ慎重審議を賜り、ご可決いただきますようお願い申し上げ、提案理由の説明を終わります。

○議長（植村ケイ子君） ただいま町長の説明が終わりましたので、質疑に入ります。質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（植村ケイ子君） 質疑なしと認めます。質疑は終結します。

これより討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（植村ケイ子君） 討論なしと認めます。討論は終わります。

お諮りします。

追加日程第2、議案第48号 平成29年度三宅町国民健康保険特別会計第2回補正予算についてを採決します。

採決は起立で行います。

本件を、原案のとおり可決することに賛成諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長（植村ケイ子君） 起立全員と認めます。

よって、本件は可決することに決定しました。

◎町長挨拶

○議長（植村ケイ子君） 以上で、本定例会に提出されました案件は全て議了しました。

閉会に当たり、森田町長よりご挨拶を受けることにいたします。

森田町長。

○町長（森田浩司君） 議長のお許しをいただきましたので、三宅町議会第3回定例会の閉会に当たり、一言ご挨拶申し上げます。

議員の皆様におかれましては、去る9月13日の開会以来、16日間にわたり慎重審議を賜り、平成28年度一般会計決算を初めとする決算認定6件、平成29年度一般会計補正予算を初めとする補正予算7件、条例の一部改正3件、議決案件5件、専決処分事項報告1件、人事の同意1件の計23件につきまして、各議案全て原案どおり認定、可決、承認、同意をいただきましたことにつきまして厚く御礼を申し上げます。

本定例会において可決をいただきました三宅町過疎地域自立促進計画については、この後10月に総務大臣、農林水産大臣、国土交通大臣に提出を行い、本計画に掲げる諸施策を実施し、過疎地域からの自立に向けしっかりと行政運営に取り組んでまいり所存でございます。

また、新聞紙上等でも報道がされておりますとおり、本日衆議院の解散が発表されるものと思われま。つきましては、選挙実施に向けての予算措置等万全の準備を整えてまいりますので、議員皆様方には何とぞご理解を賜りますようお願い申し上げます。

今後も、町政全般にわたり、より一層のご支援ご協力を賜りますようお願い申し上げます。閉会のご挨拶とさせていただきます。

ありがとうございました。

◎閉会の宣告

○議長（植村ケイ子君） 議員の皆様には慎重審議いただき、本当に長い間ありがとうございました。

ました。

これもちまして、平成29年9月三宅町議会第3回定例会を閉会いたします。

お疲れさまでございました。

(午前11時07分)

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

平成 年 月 日

議 長

署 名 議 員

署 名 議 員